

関川村地域防災計画

(震災対策編)

令和 7 年 3 月修正

関川村防災会議

目 次

関川村地域防災計画（震災対策編）

第1章 総 則	1
第1節 計画作成の趣旨等	2
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱(準用).....	3
第3節 関川村の特質と過去の地震災害	4
第4節 複合災害時の対応	7
第5節 地震の想定	11
第6節 緊急地震速報と地震情報	16
第7節 原子力災害に備えた広域避難	19
第2章 災 害 予 防	21
第1節 防災教育・訓練計画	22
第2節 自主防災組織等育成計画(準用)	24
第3節 災害に強いまちづくりの推進(準用)	24
第4節 集落孤立対策計画(準用)	24
第5節 地盤災害予防計画	25
第6節 建築物等災害予防計画	29
第7節 道路・橋梁施設の災害予防計画(準用)	32
第8節 土砂災害予防計画(準用)	32
第9節 河川災害予防計画(準用)	32
第10節 農地・農業用施設等の災害予防計画	33
第11節 上水道施設災害予防計画	35
第12節 下水道施設災害予防計画	39
第13節 防災通信施設災害予防計画(準用)	42
第14節 危険物等施設災害予防計画(準用)	42
第15節 天然ガスパイプライン施設災害予防計画(準用).....	42
第16節 火災予防計画	43
第17節 救急・救助体制の整備計画(準用)	46
第18節 医療救護体制の整備計画(準用)	46
第19節 避難体制の整備計画(準用)	46
第20節 要配慮者の安全確保計画(準用)	46
第21節 食料・生活必需品の確保計画(準用)	46
第22節 文教施設における災害予防計画(準用)	46
第23節 文化財災害予防計画(準用)	46
第24節 ボランティア受入れ体制の整備計画(準用).....	46
第25節 積雪期の地震災害予防計画	47
第3章 災害応急対策	49
第1節 災害対策本部の組織・運営計画	50

第2節 職員の配置及び動員計画	52
第3節 防災関係機関の相互協力体制(準用)	55
第4節 防災通信施設応急対策(準用)	55
第5節 被災状況等情報収集伝達計画	56
第6節 広報計画	61
第7節 住民等避難計画	62
第8節 避難所運営計画	64
第9節 避難所外避難者の支援計画(準用)	67
第10節 自衛隊の災害派遣計画(準用)	67
第11節 輸送計画(準用)	67
第12節 交通計画(準用)	67
第13節 消火活動計画	68
第14節 救急・救助活動計画	71
第15節 医療救護活動計画(準用)	73
第16節 防疫及び保健衛生計画(準用)	73
第17節 廃棄物処理計画(準用)	73
第18節 トイレ対策計画(準用)	73
第19節 入浴対策計画(準用)	73
第20節 食料・生活必需品供給計画(準用)	73
第21節 要配慮者の応急対策(準用)	73
第22節 建物の応急危険度判定計画	74
第23節 宅地等の応急危険度判定計画	76
第24節 文教施設における災害応急対策	78
第25節 文化財応急対策(準用)	81
第26節 障害物除去計画(準用)	81
第27節 遺体の搜索・処理・埋葬計画(準用)	81
第28節 愛玩動物の保護対策(準用)	81
第29節 公衆通信施設応急対策(準用)	81
第30節 電力供給施設応急対策(準用)	81
第31節 ガス供給応急対策(準用)	81
第32節 給水・上水道施設応急対策(準用)	81
第33節 下水道施設等応急対策(準用)	81
第34節 危険物等施設応急対策(準用)	81
第35節 天然ガスパイプライン施設応急対策(準用)	82
第36節 道路・橋梁施設の応急対策(準用)	82
第37節 治山・砂防・河川施設の応急対策	83
第38節 農地・農業用施設等の応急対策	87
第39節 農林水産業応急対策(準用)	89
第40節 応急住宅対策(準用)	89
第41節 ボランティア受入れ計画(準用)	89

第42節 義援金品の受入れ、配分計画(準用)	89
第43節 災害救助法の適用計画(準用)	89
第4章 災害復旧・復興	91
第1節 民生安定化対策(準用)	92
第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画(準用).....	92
第3節 公共施設等災害復旧対策(準用)	92
第4節 災害復興対策(準用)	92
関係課等別索引	93

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨等

第1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害に対処するため、村、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関等の防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、村の地域における地震災害の予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、関川村防災会議が策定する関川村地域防災計画のうち地震災害に関する計画であり、村の地域における震災対策に関する、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

関川村地域防災計画は、この「震災対策編」並びに「風水害対策編」及び「資料編」で構成され、本編「震災対策編」の構成は、次のとおりとする。

第1章 総 則

第2章 災 害 予 防

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興

また、「風水害等対策編」と内容に変更のない計画については、「風水害等対策編」の計画を準用することとした。

なお、この計画に定めない事項については、「新潟県地域防災計画」に準ずる。

第3 関連計画との連携

この計画は、過去における大規模な地震等による災害の経験を礎に、本村の自然条件、社会条件等を踏まえ、本村における防災に関する計画を定めるものである。

また、策定に当たっては、国土強靭化基本法など他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図る。

第4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が作成する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を関川村防災会議に提出する。

第5 計画の習熟等

村及び防災関係機関等は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

第6 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 住民等

村内に居住する人(外国人居住者を含む)、旅行者や仕事などで村内に滞在している人、村内を車や列車で通過中の人など、村内のすべての人のことをいう。

(2) 要配慮者

災害の発生を予防し、又は災害に拡大を防止するため特に配慮を要する者で、乳幼児、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、妊産婦、旅行者(観光客、ビジネス滞在者、車や列車で村内を通過する人を含む)等をいう。

(3) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

(4) 自主防災組織

防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織をいう。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱(準用)

風水害等対策編 第1章 第2節「住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」(P4～)を準用する。

第3節 関川村の特質と過去の地震災害

第1 地 質

村の地質の基本的な形は、古生代後期～中生代中期（約3億年前～1億4000万年前）に海底でできた中・古生界に、中生代白亜紀（約1億4000万年前～6500万年前）になって陸上火山活動などによつて花こう岩類が貫入したものが基盤となっている。新生代に入って沈降と海進の繰り返しがあり、新第三紀（約2400万年前～170万年前）にいたって、この基盤の上に新第三紀層が堆積していった。この期の後期に隆起が始まり、第四紀（更新世中期）から段丘堆積物が生じて現在に至っている。

第2 新潟県の活断層

県には、櫛形山脈断層帯をはじめ数多くの活断層が存在するとされている。

また、国の地震調査研究推進本部が、社会的、経済的に大きな影響を与えると考えられ調査対象とした全国の113活断層帯のうち、県内には、櫛形山脈断層帯、月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯、高田平野断層帯、六日町断層帯が存在している。

この中で、本村に最も影響を及ぼすおそれがあるのは、越後平野東縁の村上市から新発田市に至る櫛形山脈断層帯で、この断層帯は、加治川断層、坂町付近の断層、櫛形山地西方断層などによって構成されている。

櫛形山脈断層帯は、本村に非常に近く存在するため、この断層帯による地震が発生した場合には、大きな地震動が想定され、本村でも多大な被害が発生するおそれがある。

こうした被害を軽減するため、村は、櫛形山脈断層帯が活動した場合の地震も視野にいれた防災施設整備等の予防対策や広域的応急活動対策を検討、推進していく必要がある。

県関係の活断層長期評価【地震調査研究推進本部地震調査委員会による】

評価公表時 期	断層帯名	予想地震規模(M)	相対評価 (ランク)	地震発生確率 (今後30年以内)	平均活動間隔
					最新活動時期
H18. 10	櫛形山脈断層帯	6.8程度	S * ランク	0.3～5%	約2,800年～4,200年
					約3,200年前～2,600年前
H14. 9	月岡断層帯	7.3程度	A * ランク	ほぼ0～1%	7,500年以上
					約6,500年前～900年前
H16. 10	長岡平野西縁断層帯	8.0程度	A * ランク	2%以下	約1,200年～3,700年
					13世紀以後
H22. 3	十日町断層帯(西部)	7.4程度	S * ランク	3%以上	3,300年程度
	十日町断層帯(東部)	7.0程度	A ランク	0.4～0.7%	約3,100年前以前 4,000年～8,000年程度 不明
H21. 3	高田平野断層帯 (高田平野東縁断層帯)	7.2程度	S * ランク	ほぼ0～8%	2,300年程度 約3,500年前～19世紀
	高田平野断層帯 (高田平野西縁断層帯)	7.3程度	Z ランク	ほぼ0%	2,200年～4,800年程度 1751年の地震
H21. 12	六日町断層帯(北部) (ケース1)	7.1程度	A ランク	0.4～0.9%	約3,200年～7,600年 約4,900年前～16世紀

	六日町断層帯(北部) (ケース2)	7.1程度	Zランク	ほぼ0%	約3,200年～4,000年 もしくはそれ以下
					2004年中越地震
	六日町断層帯(南部)	7.3程度	Zランク	ほぼ0～0.01%	約6,200年～7,200年
					約2,900年前～2,000年前

※算定基準日は、令和3年（2021年）1月1日。

※六日町断層帯（北部）については、中越地震を六日町断層帯北部の最新活動としない場合（ケース1）とこれを最新活動とする場合（ケース2）の2つの場合分けをして、評価を行った。

※地震発生確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また「ほぼ0%」とあるのは、10～3%未満の値を表す。

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。

※最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値が地震後経過率。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。地震後経過率が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

第3 関川村の既往地震

本村では、新潟地震以降、大きな地震災害は発生していない。県が平成7年から10年にかけて行った「新潟県地震被害想定調査」の想定地震である栗島付近の地震や下越地域の地震が発生した場合には、本村では大きな被害が発生する恐れがある。

そのため、既往地震の概要と、調査結果による地震被害の全体像を把握し、地震防災対策の推進に努める。

本村に影響を及ぼした既往地震について、その規模及び被害状況等は、次表のとおりである。

発生年月日	マグニチュード	震 源	被 害 概 要
1964年(S39) 6月16日 (新潟地震)	7.5	新潟県下越沖	被害は、新潟県・山形県を中心として9県に及んだ。特に住家全壊は新潟市、村上市、山形県の酒田、鶴岡等に多く、本村でも震度5相当の揺れとなり道路、橋りょう等に被害が生じた。
1983年(S58) 5月26日 (日本海中部地震)	7.7	秋田県沖	秋田県能代の西方沖で発生した地震及び津波により秋田県を中心に全国で死者104名、負傷者324名の被害となった。新潟県では、佐渡と県北部を中心に船舶の被害が発生。本村では、震度3相当の揺れとなった。
1995年(H7) 4月1日	5.5	新潟県下越地方	県北部を中心に震度4を観測した。本村における震度は震度3相当の揺れであったが、震源に近い笛神村の一部では震度6に近い揺れがあった。
2004年(H16)10月23日 (新潟県中越地震)	6.8	新潟県中越地方	川口町で観測史上初めて震度7を記録するなど、各地で大きな揺れを観測した。また、本震直後から大規模な余震が繰り返し発生した。この地震により、人的被害が死者67人、重傷者635人、軽傷者4,160人、住家被害が全壊3,175棟、半壊13,804棟、一部損壊103,767棟に上った。

2007年(H19) 7月16日 (新潟県中越沖地震)	6. 8	新潟県上中越沖	柏崎市、長岡市、刈羽村で震度6強を記録するなど、各地で大きな揺れを観測した。本村における震度は震度4であった。この地震により、人的被害が死者11人、負傷者1,989人、住家被害が全壊993棟、半壊3,286棟、一部損壊35,068棟に上った。(H19.8.27現在)
2019年(R1)6月18日 (山形県沖地震)	6. 7	山形県沖	村上市で震度6強を記録するなど、各地で大きな揺れを観測した。本村における震度は震度4であった。この地震により、人的被害が負傷者7人、住家被害が半壊24棟、一部損壊639棟に上った。(R1.12.24現在)

第4節 複合災害時の対応

第1 計画の方針

1 複合災害への備えの充実

村及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

2 要員・資機材投入の対応計画の整備

村及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員・資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

3 複合災害を想定した訓練

村及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえ、災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

第2 積雪期における地震と対策

1 積雪期における影響

積雪期においては、他の時期と異なり、気象の状況、特に降積雪の状況が地震災害に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

本村を含む新潟県は、全国有数の豪雪地という条件を持っており、震災対策を検討する上では、積雪期の地震を想定し、対策を検討しておくことが必要である。

2 積雪期の気象状況

シベリア地方から吹き出す寒気は、日本海をわたるとき大量の水蒸気が補給され、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は三国山脈などの高い山地にぶつかり雪を降らせる。

この雪は、山沿いに多く降ることから山雪と呼ばれる。また、西高東低の気圧配置がやや緩み、海岸、平野部でも多く降ることがあり、この雪は里雪と呼ばれる。

新潟県の雪は、高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪であり、長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっている。

本村においても、昭和48年2月に金丸地区で400cm、昭和43年2月に田麦千刈地区で376cmの最大積雪深が記録されている。

3 積雪期の地震被害に対する影響

本村における既往地震での雪との複合被害は、幸いにして発生していないが、一般的には、積雪は地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因として機能することが考えられている。

4 被害拡大要因

(1) 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が多く発生することが予想される。また、近年増えてきた自然落雪式又は融雪式の屋根を備えた高床式住宅（いわゆる

「雪国三階建住宅」)については、屋根雪荷重の心配はないが、実質上の1階が鉄筋コンクリート、2・3階が木造という構造が地震動により受ける影響については、今後更に調査する必要がある。

(2) 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊等からの火災が増大することが予想される。また、一般家庭でも多量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

なお、屋内の火気使用源の内、殆どの暖房器具は対震自動消火装置が装備されている上、ガスについては都市ガス・LPGガスともに感震遮断機能付きのマイコンメーターがほぼ100%近く普及しているため、家屋の倒壊や器具上への可燃物の落下、器具そのものの転倒がない限り、発火することは少なくなったものの、倒壊しやすい古い家屋ほど豆炭などの旧来の燃料や旧式の暖房器具を使用している可能性が高い。また、ペンションなどでは近年ファンシネスを重視した薪ストーブの普及が見られ、これらが新たな発火源となる可能性がある。

(3) 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で表層雪崩の発生も懸念される。

(4) 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の住民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになったりする可能性がある。また、屋根雪の落下や後述の雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

5 応急対策阻害要因

(1) 情報活動の阻害

山間地では、雪崩等により道路や通信施設が寸断され、復旧の遅延等により、孤立集落が多発し、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。

(2) 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、道路除雪により道路両側に積み上げられる雪壁が同時多発的に崩落し、道路交通の全面麻痺や人的被害の発生をもたらすことが予想され、緊急輸送活動を著しく困難にすることが予想される。

(3) 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

(4) 救出活動の阻害

倒壊家屋の屋根の雪で、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。

(5) 重要施設応急復旧活動の阻害

復旧は、除雪しないと被害箇所に到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時ではない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

6 応急対策需要増加要因

(1) 被災者、避難者の生活確保

テント・車中泊など、屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を收

容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。

また、雪崩の危険等のため避難の指示が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難などにより、避難生活が長期化することが予想される。

7 地震後の降雪による影響

(1) 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生するおそれがある。中越大震災(2004)後直後の冬には、雪崩と土砂災害が同時に発生する「土砂雪崩」が多発した。

(2) 屋根雪による二次倒壊の危険性

地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。中越大震災において、地震による全壊家屋がその後の屋根積雪により倒壊した棟数は、住家93棟、非住家98棟にのぼった。

(3) 被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪

中越大震災では、被災建物の屋根等を保護するためにブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高く、小千谷市ではブルーシート上の雪が落下し、2名が死亡する事案も発生している。

(4) 除雪

全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

8 積雪期の地震対策の基本方針

積雪は様々な面で地震被害を拡大・深刻化することが予想されるため、豪雪地帯においては積雪期の地震発生を前提として、次表に掲げる基本方針を基に地震対策を講ずる必要がある。

積雪期における地震対策の基本方針	具体的な対策
救助・消火活動の迅速な実施が困難であることを前提とした、各建物の被害発生防止策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化 ・屋根の無雪化 ・室内の地震対策の徹底 ・出火防止対策の徹底
孤立可能性のある地区を中心とした自主的防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・通信手段・電源の確保 ・家庭備蓄の強化 ・公的備蓄資機材の事前配置 ・自主防災活動の強化
積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・全被災者の屋内への収容 ・暖房対策 ・早期の温食供給 ・ヘリコプターの飛行不能に備えた対策
雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・スノーシェッド等の道路雪崩対策 ・装軌車両の確保

	・緊急除雪体制の整備など
--	--------------

第5節 地震の想定

県は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年から平成10年にかけて「新潟県地震被害想定調査」を実施した。

村は、防災に関する個々の計画の見直し等に際しては、今回の調査結果を参考とし、特に、地震の際の被害発生・拡大要素の遙減に努めるものとする。

なお、詳細な調査結果は、県が平成10年3月に作成し各市町村及び県内防災関係機関等に配布した「新潟県地震被害想定調査報告書」のとおりであるが、その概要を以下に示す。

第1 調査の概要

1 調査の項目

県が本調査で実施した調査項目は、次のとおりである。

(1) 自然条件調査

- ・想定地震の検討
- ・地形及び地質状況の整理
- ・地盤分類

(2) 自然現象の予測

- ・地震動の予測
- ・(地盤の) 液状化の危険度予測
- ・地震土砂災害の危険度評価
- ・津波危険度の予測

(3) 被害想定

- | | |
|-------------|----------------|
| ・建築物の被害想定 | ・ライフラインの被害想定 |
| ・出火・延焼被害の想定 | ・農業かんがい施設の被害想定 |
| ・人的被害の想定 | ・重要施設の被害想定 |
| ・交通施設の被害想定 | ・津波による被害想定 |
| ・地震水害の危険性評価 | |

(4) 総合検討

2 調査の性格

県の本調査は、調査の性格上、地震被害の全体像を把握するための目安として活用するものであり、調査結果の活用にあたっては、次の点に留意すべきである。

(1) 想定地震

本県では、どこでどの程度の規模で発生するかといった情報はまだ不足しているが、県の本調査では、発生した場合に県内の被害が甚大となると予想される6つの地震を想定した。

特に内陸の地震は、大都市での被害が大きくなるよう震源位置を設定していることから、想定震源から離れた地域は被害が軽微に見えるが、地震災害に対して安全であることを示しているものではない。

また、想定した地震についても、設定した規模（マグニチュード）で発生するとは限らない。

(2) 季節・時刻等の条件

地震による被害のうち、特に出火や人的被害は、発生する季節や時刻、気象条件等により異なる

り、それに伴い建物焼失棟数や架空ケーブル被害量などが大きく変化する。このため、本調査では、以下の点に留意する必要がある。

- 出火・延焼被害想定は、夏季及び冬季、昼及び夕方について検討した。時刻については、危険度の高い時刻（11～12時及び16～17時）を選定している。
- 人的被害想定は、夏季及び冬季、昼間及び夜間について検討した。時刻については、昼間一般に活動している時間帯と、夜間自宅に居住する時間帯である。
- ライフライン（電力、通信施設）及び重要施設の被害想定は、地震火災の影響が最も大きくなる冬の夕方のケースで検討した。
- 地盤の液状化現象については、冬季は通常期に比べ、融雪井戸の影響で地下水位が低下し、液状化の危険性が低くなる地域があると考えられるが、この点については考慮していない。
また、液状化の影響を検討した項目（建築物、出火、道路、河川、ライフライン、重要施設）についても、地下水位低下の影響は考慮していない。
- 積雪期に地震が発生した場合には、様々な影響（屋根雪による建物被害の増大、消防力の低下、交通への支障、ライフライン被害の増大、復旧の遅れ等）が予想されるが、想定手法等に不明確な部分が多いため、雪崩の評価及び積雪時の建物被害状況の考察以外は、積雪の無い条件で検討している。

(3) 調査対象外の災害要素

実際の大規模地震災害では、被災者の精神的な打撃、コミュニティの破壊、生活環境の悪化等目に見えない、あるいは数量化できない被害が発生する。また、運転中の大量輸送機関の被害等不確かな要素も含んでいる。本調査は、想定しうる人的・物的被害を求めるものであることから、これらの災害要素については調査対象外としている。

第2 想定地震

県は、本県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえた上で、県内主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

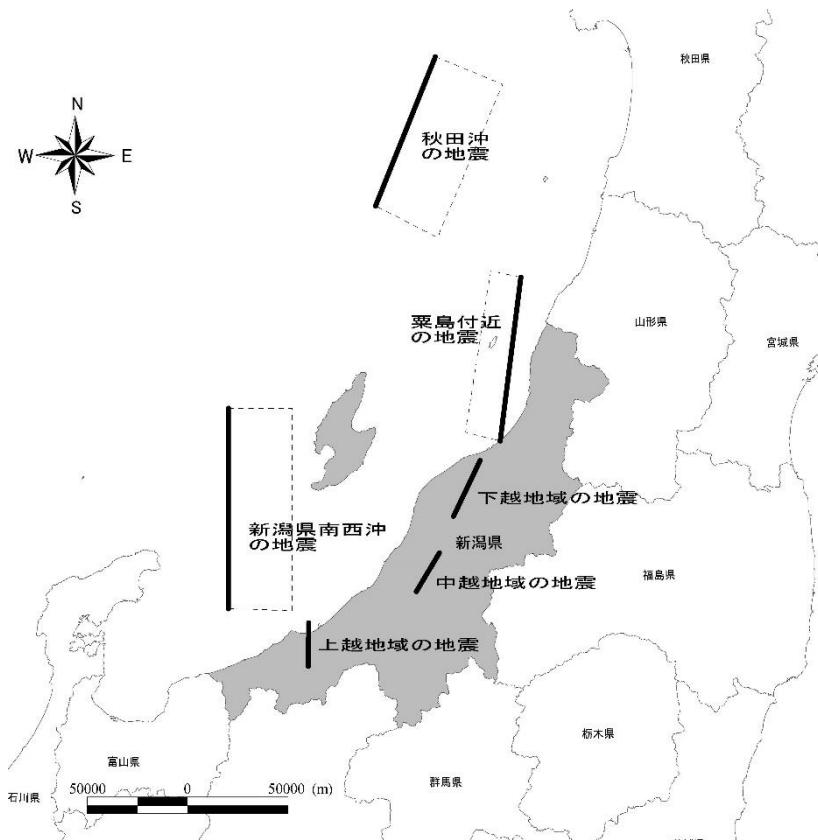
なお、想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではない。

想定震源の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード	長さ	幅	傾斜	上端深※	位置等
海域の地震	秋田沖の地震	7.6	80km	40km	30° E	1 km	秋田県西方沖合の震源
	新潟県南西沖の地震	7.7	100km	38km	35° E	2 km	佐渡西方から糸魚川市沖合にかけての震源
	栗島付近の地震	7.5	30km	30km	56° W	6 km	1964年新潟地震と同程度の地震
内陸の地震	下越地域の地震	7.0	32km	12km	90°	6 km	新潟市から白根市にかけての断層
	中越地域の地震	7.0	20km	10km	90°	4 km	見附市から長岡市にかけての断層
	上越地域の地震	7.0	20km	10km	90°	6 km	上越市から新井市にかけての断層

※断層上端から地表面までの距離

想定震源の位置と大きさ



第3 被害調査結果

1 各想定地震における本村の被害の概要

本村における想定地震毎の地震被害の概要は、次のとおりである。なお、季節・時刻は、冬の夕方（人的被害は冬の夜間）のケースについて記載する。また、火災の影響は、出火の2時間後の状況で評価している。

(1) 秋田沖の地震

項目	内 容
震度及び液状化	地震規模は比較的大きいが、遠方の地震であるため本村に対する影響は少ない。震度は、本村の全域で震度4と想定される。液状化の危険性はかなり低い。
建物被害及び火災	建物被害及び火災は、発生しないと想定される。
人 的 被 害	人的被害は、発生しないと想定される。
交 通 施 設 被 害	道路及び鉄道とも、通行、運行に支障はないものと想定される。
ライフライン被害	上水道、電力及び電話に影響はないものと想定される。

(2) 新潟県南西沖の地震

項目	内 容
震度及び液状化	震度は、本村の全域で震度4と想定される。液状化の危険性はかなり低い。
建物被害及び火災	建物被害及び火災は、発生しないと想定される。

人 的 被 害	人的被害は、発生しないと想定される。
交 通 施 設 被 害	道路及び鉄道とも、通行、運行に支障はないものと想定される。
ライフライン被害	上水道、電力及び電話に影響はないものと想定される。

(3) 下越地域の地震

項 目	内 容
震 度 及 び 液 状 化	震度は、本村の全域で震度4、液状化の危険性はかなり低いと想定されている。しかし、震源地が比較的本村近くに想定されているため、旧新津市の一部(現:新潟市秋葉区)で震度7となる他、旧白根市(現:新潟市南区・秋葉区)、田上町、旧小須戸町(現:新潟市秋葉区)、旧中之口村(現:新潟市西蒲区・南区)、旧月潟村(現:新潟市南区・西蒲区)、旧潟東村(現:新潟市西蒲区)、旧味方村(現:新潟市南区・西蒲区)、新潟市東部、旧新津市(現:新潟市秋葉区)、旧亀田町(現:新潟市江南区)、旧横越町(現:新潟市江南区・北区)、旧京ヶ瀬村(現:阿賀野市)、旧豊栄市西部(現:新潟市北区)等の近隣市町村で震度6の強い地震が想定されており、本村にも同程度の被害が発生することも十分考えられる。
建物被害及び火災	建物被害及び火災は、発生しないと想定される。
人 的 被 害	人的被害は、発生しないと想定される。
交 通 施 設 被 害	道路及び鉄道とも、通行、運行に支障はないものと想定される。
ライフライン被害	上水道、電力及び電話に影響はないものと想定される。

(4) 中越地域の地震

項 目	内 容
震 度 及 び 液 状 化	震度は、東部及び西部地域で震度4、その他の地域では震度3と想定される。液状化の危険性はかなり低い。
建物被害及び火災	建物被害及び火災は、発生しないと想定される。
人 的 被 害	人的被害は、発生しないと想定される。
交 通 施 設 被 害	道路及び鉄道とも、通行、運行に支障はないものと想定される。
ライフライン被害	上水道、電力及び電話に影響はないものと想定される。

(5) 上越地域の地震

項 目	内 容
震 度 及 び 液 状 化	震源地が遠方にあるため、本村の全域で震度3と想定される。液状化の危険性はかなり低い。
建物被害及び火災	建物被害及び火災は、発生しないと想定される。
人 的 被 害	人的被害は、発生しないと想定される。
交 通 施 設 被 害	道路及び鉄道とも、通行、運行に支障はないものと想定される。
ライフライン被害	上水道、電力及び電話に影響はないものと想定される。

(6) 栗島付近の地震

項目	内 容
震度及び液状化	震源地が本村近くに想定されているため、本村に最も影響を及ぼす地震となっている。 震度は、旧村上市(現：村上市村上地区)から旧新潟市(現：新潟市中央区)、旧白根市(現：新潟市南区・秋葉区)にかけての広い範囲で震度6弱が想定されており、本村においても西部の一部で震度5強、北部、東部の一部で震度5弱、その他の地域で震度4とされている。液状化の危険性は、西部の一部で液状化の危険は低い、その他の地域では、液状化の危険はかなり低いとされているが、新発田市、胎内市等の近隣市町村で危険性が高い地域が広く想定されている。
建物被害及び火災	建物被害及び火災は、発生しないと想定される。
人的被害	人的被害は、発生しないと想定される。
交通施設被害	道路及び鉄道とも、通行、運行に支障はないものと想定される。
ライフライン被害	上水道及び電話には影響ないとされるが、村内の電力供給世帯の10.7%にあたる215世帯が停電するおそれがあると想定される。

2まとめ

今回の県の被害想定調査によると、本村における被害は、ほとんどないという結果になっているものの、6箇所の想定地震の中でも、特に本村近くにある「栗島付近の地震」や「下越地域の地震」が発生した場合、建物の倒壊や火災、人的被害のほか、地盤災害や雪崩の発生等、様々な災害が発生することも想定される。

本村の非常に近くには、長期評価が行われている櫛形山脈断層帯が存在し、大きい地震が発生する可能性が予測されています。また、長期評価を行っていない中小規模の断層で発生する地震でも大きな被害が発生する可能性があります。

村は、これらの地震発生時の被害を最小限にとどめるため、本調査の結果等を踏まえて、建物の耐震化対策の推進など、村の地震防災対策を着実に実施するとともに、住民に対し防災に関する情報を的確に提供し、住民による防災活動の活性化を更に促進するものとする。

第6節 緊急地震速報と地震情報

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

新潟地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	都市町村名
新潟県	新潟県上越	糸魚川市、妙高市、上越市
	新潟県中越	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡〔田上町〕、三島郡〔出雲崎町〕、南魚沼郡〔湯沢町〕、中魚沼郡〔津南町〕、刈羽郡〔刈羽村〕
	新潟県下越	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡〔聖籠町〕、西蒲原郡〔弥彦村〕、東蒲原郡〔阿賀町〕、岩船郡〔関川村、粟島浦村〕
	新潟県佐渡	佐渡市

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来るなどを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALETR）経由による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

3 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注 意> <ul style="list-style-type: none">・あわてて外へ飛び出さない。・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。・扉を開けて避難路を確保する。
駅や大規模商業施設等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注 意>

	<ul style="list-style-type: none"> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	<p>ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。</p> <p>ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。</p> <p>丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。</p>
車の運転中	<p>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。</p> <p>ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>

4 普及・啓発の促進

新潟地方気象台は、県や市、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来るることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

5 緊急地震速報を取り入れた訓練

新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、県や村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

第2 地震情報の種類とその内容

情報種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の4区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表

		震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上	都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

そのほか、「遠地地震に関する情報」として国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合等に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

第3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために、気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料としては、次のとおりである。

解説資料の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるよう、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表する他、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説する地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の新潟県及びその周辺の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの関東・中部地方の地震活動の状況を取りまとめた資料

第7節 原子力災害に備えた広域避難

第1 新潟県広域避難の行動指針について

「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針（Ver. 1 平成26年3月）」（以下「広域避難の行動指針」という）は、新潟県柏崎刈羽原子力発電所における原子力災害に備えて、広域避難を含む防護措置等について現時点における考え方を整理したものである。

今後も、関係諸法令、原子力災害対策指針、地域防災計画等の改正、または市町村・関係機関と引き続きの検討結果により随時、更新する予定である。

第2 受け入れ体制の整備

村は、県の原子力災害時の広域避難におけるマッチング調査（発電所の事故の状況等により、避難区域及び避難者人口が変動するが、まずは全域が避難する状況であっても対応できる体制確保）により、出雲崎町の避難先の受入候補市町村の1つになっている。

「広域避難の行動指針」では、出雲崎町は原子力災害対策重点区域の避難準備区域（柏崎刈羽原子力発電所を中心とする半径おおむね5～30km圏。なお、半径おおむね5km圏は即時避難区域）に含まれている。

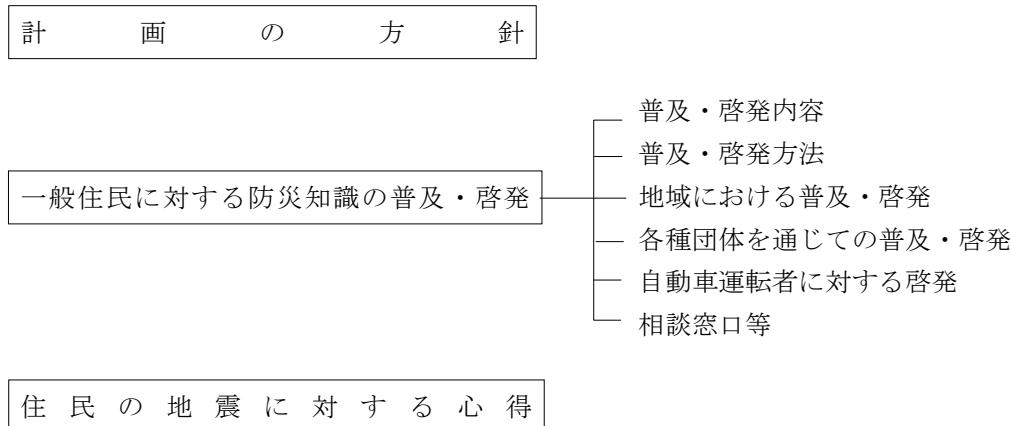
村は、受入先の出雲崎町と具体的な受入施設・避難所の運営等の調整を実施し、受入体制の整備を図る。

第2章 災害予防

第1節 防災教育・訓練計画

【関係課名 等】 全課 (◎総務課)

[計画の体系]



第1 計画の方針

大地震発生時においては、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であるため、住民自らの「自分の身は自分で守る」という意識と行動が肝要であり、住民が地震に対する知識を持つことが重要である。

このため、村は、組織的かつ計画的な防災訓練や防災知識の普及を行うものとする。また、住民はこれらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えなければならない。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編 第2章 第1節「防災教育・訓練計画」(P16～)の定めによるものとする。

第2 一般住民に対する防災知識の普及・啓発

1 普及・啓発内容

震災対策においては、住民自らが普段から震災対策に関して十分な認識と豊富な知識を持ち、地震発生時に初期消火、応急救護、避難など落ち着いた的確な行動をとることが、被害の軽減の上で最も大切である。

このため、村は、次の事項を重点とし、地震災害に備えた防災知識の普及を図り防災意識の高揚に努める。

- (1) 住宅の耐震診断、家具の固定
- (2) 自動車運転時の心得
- (3) 地震発生時の危険箇所の周知
- (4) 避難場所・避難路の周知
- (5) 災害時の応急救護
- (6) 水、食料、生活必需品等の備蓄
- (7) 県から借り受けた起震車（なまづII世号）による地震の疑似体験

2 普及・啓発方法

- (1) 広報誌、ハザードマップ、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- (2) 防災ビデオ、スライド等の活用
- (3) 県から起震車（なますⅡ世号）の借り受け
- (4) テレビ、ラジオ、新聞等の活用

3 地域における普及・啓発

自治体や自主防災組織で実施する施防災訓練等では、ハザードマップ等を活用し、地域の地震被害危険情報の周知に努める。その際には、冬季では積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、その対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう配慮する。

4 各種団体を通じての普及・啓発

PTA、文化財の保護団体等で実施の各種研修会、集会等を通じ各団体の活動内容に即した防災知識の普及を図る。また、社会教育事業の一環として公民館等で実施する教育・講座等に防災上必要な知識習得の機会を設けて普及・啓発に努める。

5 自動車運転者に対する啓発

村は、広報紙等により地震発生時における運転自粛等の自動車運転者が執るべき次の措置の周知を図る。

- (1) 走行中の自動車の処置
 - ア できるかぎり安全な方法により車を左側に停車させること。
 - イ 停車後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - ウ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外に停車させ、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 避難のために車を使用しないこと。

6 相談窓口等

村は、それぞれの課等において、所管する事項について、住民の地震対策の相談に積極的に応ずる。

第3 住民の地震に対する心得

住民は、普段から地震に対する備えに心掛けるとともに、地震発生時には、被害を最小限に留めるよう、次の事項に心掛ける。

- (1) 3日分（推奨1週間）の食料・飲料水の備蓄
- (2) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (3) 家具等の転倒防止対策の実施
- (4) 地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習
- (5) 災害時の家族内の連絡方法の事前の取り決め

第2節 自主防災組織等育成計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第2節「自主防災組織等育成計画」(P22～)を準用する。

第3節 災害に強いまちづくりの推進(準用)

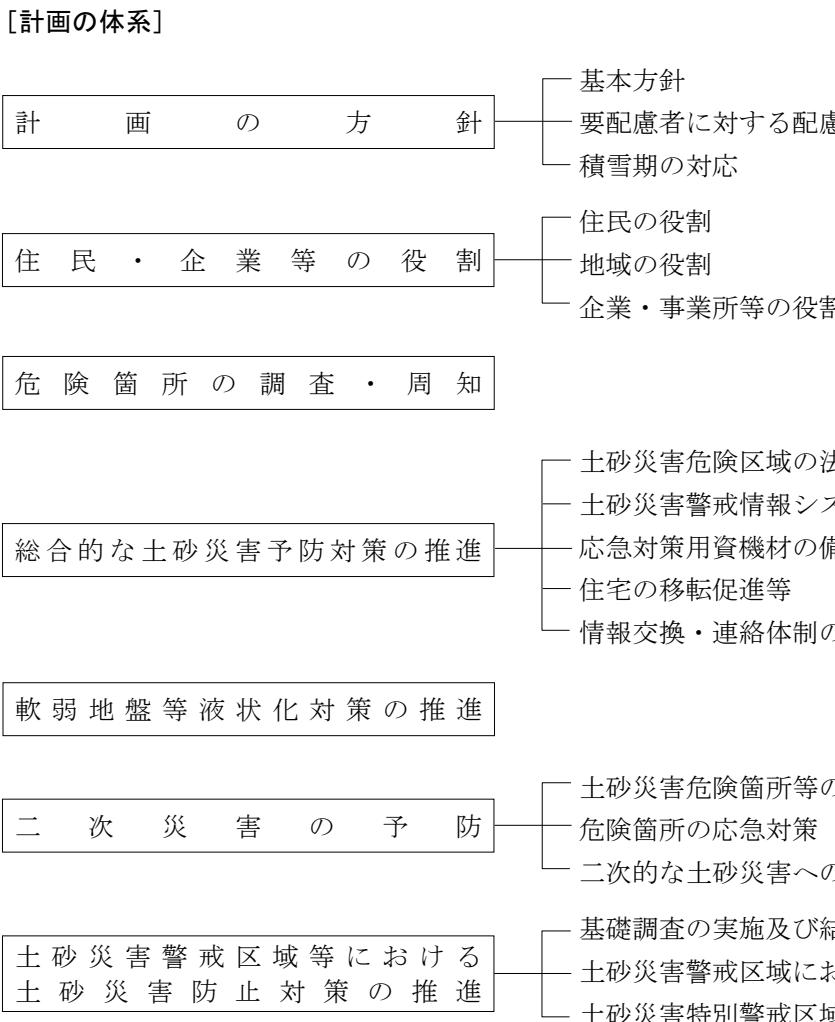
風水害等対策編 第2章 第3節「災害に強いまちづくりの推進」(P25～)を準用する。

第4節 集落孤立対策計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第4節「集落孤立対策計画」(P28～)を準用する。

第5節 地盤災害予防計画

【関係課名 等】 ◎建設課、総務課



第1 計画方針

1 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となつたために、その後の余震・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため予防計画は、次の点に留意し計画する。

- ① 地震が発生する前に行うもの
- ② 地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの

地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。村は、地震による被害を未然に予防又は軽減するため、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する。

村は、土砂災害危険箇所等を住民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。

2 要配慮者に対する配慮

村は、平時から要配慮者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携した警戒避難体制を構築する。

3 積雪期の対応

村は、地域の自主防災組織と連携し、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制構築等、避難支援活動を行う。

第2 住民・企業等の役割

1 住民の役割

住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払うとともに、土砂災害危険箇所等の位置を把握しておく。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに村等の行政機関に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように土で亀裂を塞ぐ、シートを張るなどの対策に努める。

2 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

3 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画には含めないようにする。

第3 危険箇所の調査・周知

村は、地震発生時に地すべり、崖崩れ等により人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある危険箇所について、県等関係機関の協力を得て調査の実施や資料の提供を受けて公表するとともに、本防災計画に最新の情報を掲載し、住民への周知に努める。

第4 総合的な土砂災害予防対策の推進

1 土砂災害危険区域の法指定

村は、土砂災害危険箇所等について、対策工事の施工、一定行為の禁止・制限を可能にするため、地域住民の理解と協力を得ながら砂防法等関係法の土砂災害危険区域に指定するよう、県に対して積極的に働きかけるものとする。

2 土砂災害警戒情報システムの活用

土砂災害警戒情報が発表された場合に備えて、危険区域の住民に対する情報周知やパトロールの実施など、警戒体制の確立を図る。

3 応急対策用資機材の備蓄

村は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努めるものとする。

4 住宅等の安全立地

(1) 安全立地のための指導

ア 村は、住宅等に係る確認申請があった際には、当該建築物が災害危険区域等における建築物に該当するかを確認し、該当するときには申請者に知らせるとともに、必要な対策を講じるよう申請者及び設計者を指導する。

イ 住宅開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発計画には含めないようにするとともに、地震に弱い盛土部に計画する場合は、耐震対策を講じた設計とする。

(2) 住宅の移転促進等

村は、県と連携のもと、土砂災害から人命や財産を保護するため土砂災害危険箇所における災害予防や住居移転の必要性についての普及・啓発に努めるとともに、防災対策事業又は危険住居の移転事業を推進する。

5 情報交換・連絡体制の確立

村は、地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておくとともに、関川村建設業協会等民間団体と可能な限り事前協議を行い、情報交換や協力体制について取り決めておく。

第5 軟弱地盤等液状化対策の推進

村は、県、大学等の協力を得ながら、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の収集・整備に努める。

第6 二次災害の予防

1 迅速な応急対応への備え

村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

2 土砂災害危険箇所等の調査点検等

震度4以上の地震地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、村は、県が行う土砂災害危険箇所及び対策施設の調査・点検に協力する。異常が発見された場合には、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

3 危険箇所の応急対策

村は、地滑りの微候や斜面に亀裂が確認された場合などの危険性が高いと判断された箇所について、県に報告するとともに関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制を勧告するとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等必要な応急対策を県と連携し、あるいは県に要請して実施する。

4 二次的な土砂災害への対策

危険箇所は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生し脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とは言えない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、村は県と連携して地震発生後の監視を強める体制を整備する。

第7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害の防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害警戒区域等の指定は平成28年度に完了している。しかし、その後の地形及び土地利用の変化等により必要に応じて順次、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定を実施する。

村は、指定された土砂災害警戒区域等において、住民等の安全確保対策を講じるよう努める。

1 基礎調査の実施及び結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

2 土砂災害警戒区域における対策

(1) 県知事は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。

(2) 村が行う警戒区域ごとの情報伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項震災対策は、次のとおりとする。

ア 警戒体制については、防災関係機関と連携をとりながら警戒に当たり、情報の収集に努める。

イ 情報伝達、避難、救助等については、第3章 第6節「広報計画」(P61)、第7節「住民等避難計画」(P62～)、第14節「救急・救助活動計画」(P71～)等による。

ウ 区域内に要配慮者利用施設がある場合は、その利用者にも同様の措置を講じる。

(3) 村は、土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民に周知する。また、土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用できるよう努める。

3 土砂災害特別警戒区域における対策

県知事は、村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、次の措置を講じる。

(1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための開発行為に関する許可

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

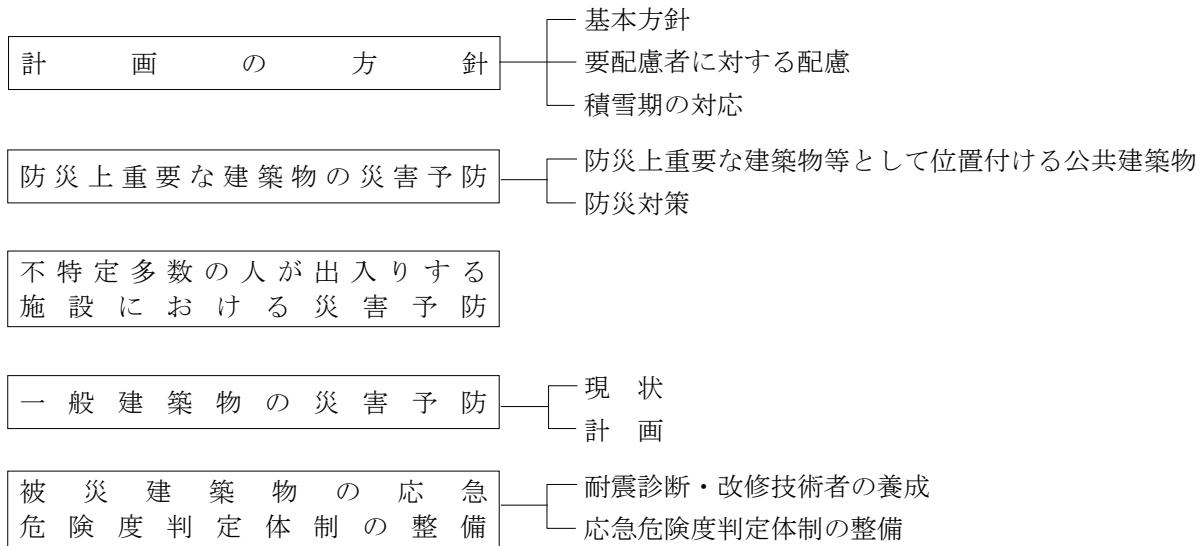
(3) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(4) 勧告による移転者への融資、資金の確保

第6節 建築物等災害予防計画

【関係課名 等】 ◎建設課、総務課、住民税務課、教育課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

大規模な地震により、建築物に甚大な被害が発生した場合、住民の生命をはじめ、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。そのため村は、災害時の復旧活動における拠点施設となる公共施設については耐震性、耐火性の向上及び非常用電源の確保等のバックアップ対策に努める。

また、一般建築物については、所有者への防災対策の総点検や災害予防の重要性についての啓発に努め、耐震性、耐火性の向上を促進する。

さらに、地震発生後の建築物等による二次被害も予想されることから、これを防止する体制についても整備する。

2 要配慮者に対する配慮

- (1) 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備を整備する。
- (2) 不特定多数人が出入りする多様な施設においては、要配慮者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難の連携等の徹底を図る。
- (3) 公共建築物を新築する場合又は改築する場合には、耐震性の確保を図るほか、「新潟県福祉のまちづくり条例施行規則」の基準に基づき、施設出入口や施設内の段差解消、階段等への手すりの設置、車いす使用者用トイレの設置など、災害弱者に配慮した整備を推進する。既存施設についても同様に整備を推進する。

3 積雪期の対応

- (1) 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。
- (2) 住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をは

じめ、無雪化等を推進する。

第2 防災上重要な建築物の災害予防

村は、災害時の避難場所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な公共建築物等について一層の災害予防を推進する。

1 防災上重要な建築物として位置付ける公共建築物

- (1) 災害対策本部が設置される施設（村役場）
- (2) 医療救護活動の施設（診療所、医院等）
- (3) 避難収容の施設（保育園、小・中学校、ふるさと会館（6地区）、自然の家等（9地区）等）
- (4) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム「垂水の里」、老人保健施設「関川愛広苑」等）

2 防災対策

上記1に掲げた建築物は、震災時の避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、村は次に示す震災対策を推進する。

(1) 建築物及び建造物の耐震診断・改修の推進

施設管理者は、「関川村耐震改修促進計画(平成20年)」に基づき、村内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから順次改修等の実施を推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についても、ガラスや天井等、二次部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じる。

(2) 防災設備等の整備

施設管理者は、以下に示す防災措置の実施に努め、防災機能を強化する。

- ア 飲料水の基本水量の確保
- イ 発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保
- ウ 配管設備類の耐震性強化
- エ 防災設備の充実、他

(3) 耐震性の高い施設整備

村は、上記1に掲げる施設を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画標準（平成19年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりを行う。

(4) 維持管理の重要性

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

第3 不特定多数の人が出入りする施設における災害予防

村は、次項「第4 一般建築物の災害予防」の一般建築物の災害予防に加え、駅舎等の不特定多数の人が出入りする施設について共同防火管理体制の確立を図るとともに、防災対策を以下のとおり実施する。

- (1) 震災時の混乱防止のための各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備
- (2) 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- (3) 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の連携の徹底
- (4) 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための効果的な広報の徹底

- (5) 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための効果的な広報の徹底
- (6) 当該施設の管理実態を把握するための防災設備等の日常点検の励行
- (7) 個々のテナントに対する災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

第4 一般建築物の災害予防

1 現 状

建築物全般並びに特定の工作物（一定高さ以上の擁壁）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらなる安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、「新耐震設計基準施行（昭和56年）」以前の既存住宅・建築物については、現行法の耐震性が満たされていないものが数多く存在しており、それらの耐震化を推進する必要がある。

2 計 画

村は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体との連携を図りながら次の対策を計画的に講じる。

- (1) 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき防災上必要な指導、助言を行うとともに、エレベーターへの閉じ込め防止がとられるよう啓発・指導する。
- (2) 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、消防本部の協力を得て査察を行い、果に応じて耐震診断、改修等の必要な指導、助言を行う。
- (3) 「震設計基準施行（昭和56年）」以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断、改修について啓発・指導する。
- (4) 地震時に建築物の窓ガラスや看板等落下物による災害を防止するため、住宅地及び避難路に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導する。
- (5) 地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に、市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導する。

第5 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

1 耐震診断・改修技術者の養成

村は、建築関係団体と連携し、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進していくため、耐震診断、改修に関する専門技術者を養成する。

2 応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

村は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生じる二次災害を防止し、住民等の安全確保、注意を喚起するため、建物の応急危険度判定を目的とした制度の確立、資機材の備蓄に努める。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

村は、大地震又は豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して、迅速かつ的確に危険度判定が実施できるよう、事前に新潟県被災宅地危険度判定連絡協議会と十分な調整を行い、県内市町村間の相互支援体制の整備に努める。

第7節 道路・橋梁施設の災害予防計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第6節「道路・橋梁施設の災害予防計画」(P33～)を準用する。

第8節 土砂災害予防計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第8節「土砂災害予防計画」(P38～)を準用する。

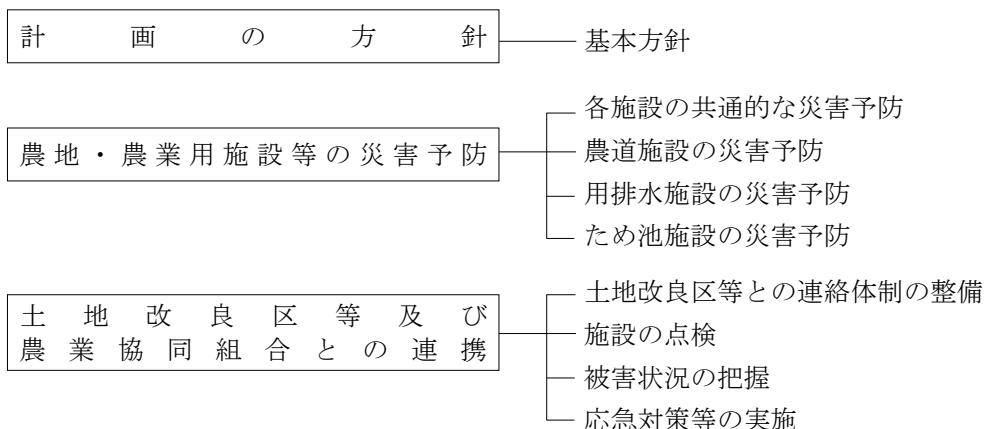
第9節 河川災害予防計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第9節「河川災害予防計画」(P44～)を準用する。

第10節 農地・農業用施設等の災害予防計画

【関係課名 等】 農林課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

地震による農地及び農業用施設の被災を未然に防止し、またその被害を最小限にとどめるため、施設ごとに耐震性を備えるように設計基準を適用するとともに、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動の円滑な実施が行える予防措置を講ずる。

地震により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施すことができるようとする。

第2 農地・農業用施設等の災害予防

1 各施設の共通的な災害予防

農地・農業用施設等の管理者は、災害予防対策に当たり、次の事項に十分留意する。

(1) 管理体制等の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により適切な維持管理に努める。

(2) 耐震性の強化

建築物、土木構造物、防災関係施設などの耐震性を確保するため、国が示す「施設等設計指針(耐震基準)」に基づき、公共施設の整備を進める。

(3) 施設点検

震災時に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、緊急点検を行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(4) 情報管理手法の確立

農道、頭首工、樋門、樋管等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(5) 緊急用資機材の備蓄

緊急用資機材については、防災備蓄拠点に建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努める。

2 農道施設の災害予防

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「土地改良事業設計指針（耐震設計）」により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

また、村・土地改良区等が管理している農道については、管理者に地震による被害が予想される方面崩壊、土砂崩壊、落石等について防止工の設置と老朽交通安全施設の計画的な更新・整備を指導する。

3 用排水施設の災害予防

新潟地震以後の主要な頭首工・樋門・樋管等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に「河川砂防技術基準（案）」等に基づき、その向上を図る。

4 ため池施設の災害予防

ため池の老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

第3 土地改良区等及び農業協同組合との連携

1 土地改良区等との連絡体制の整備

関川村土地改良区等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、村から関川村土地改良区等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

2 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により関川村土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、防災重点ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

3 被害状況の把握

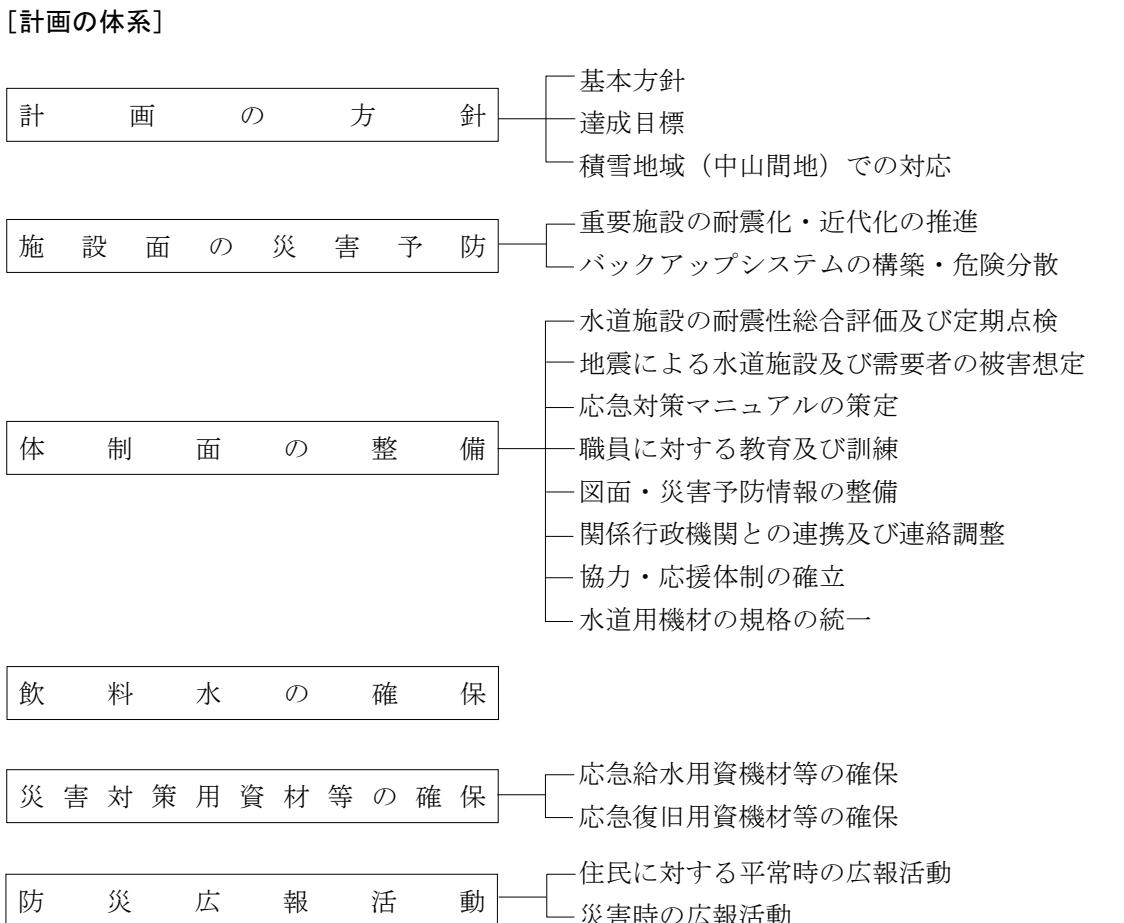
関川村土地改良区等と連携して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

4 応急対策等の実施

関係機関との連携のもとに被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続をとり災害査定前に復旧工事に着手する。

第11節 上水道施設災害予防計画

【関係課名 等】 建設課



第1 計画の方針

1 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上で大きな支障となることから、村は、大規模な災害の発生に伴う、断水・減水を最小限にとどめるため施設面及び体制面の災害予防対策を計画的に実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、平常時において災害時連絡体制の整備、災害対策用資機材の確保、防災広報活動等を実施する。また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という）を確保するための必要な措置を講ずる。

2 達成目標

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、施設の耐震化率等の現状を把握し、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

3 積雪地域（中山間地）での対応

(1) 中山間地での配慮

- ア 地盤条件や周辺の地形条件によっては基礎地盤や周辺地盤の崩壊に伴う施設の滑落、流失が予測されることから水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。
- イ 孤立集落の発生が懸念される集落に対する応急対策を確立する。
- ウ 地域全体の大規模な復旧、復興が必要である場合、効率的な復旧、復興を図るために他のライフライン部局等と調整、連携して行う。

(2) 積雪期の対応

積雪期には復旧作業が困難であることに留意し、村は、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

第2 施設面の災害予防

村は、施設の耐震化対策を推進するとともに、重要施設の災害予防の強化を図るための計画を立案し、施設の新設・改良計画に合わせて計画的に整備を進める。

1 重要施設の耐震化・近代化の推進

災害予防計画の策定に当たっては老朽施設の補強、老朽管の更新等を優先し、水道システム全体としてのバランスを考慮した上で、次の事項の耐震化・近代化事業を推進する。

なお、施設の耐震設計に当たっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針解説」に基づき行う。

(1) 取水施設

取水施設の耐震化を強化し、耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認する。

(2) 净水、送水及び配水施設

ア ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等の耐震化を図り、二次災害を防止する。

イ 送、配水幹線については、耐震性継手・伸縮可撓管等耐震性の高い構造・工法を採用する。

配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

2 バックアップシステムの構築・危険分散

重要施設の複数配置や複数電源の確保によりバックアップシステムの構築に努め、補完機能の強化、危険分散を図るとともに、配水区域のブロック化により被害区域の限定化、被害の軽減化を図る。

第3 体制面の整備

村は、平時から施設の耐震性調査、被害想定等を行い、これに基づき緊急時の応急対策マニュアルの策定などにより、体制面の整備に努める。

1 水道施設の耐震性調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性を総合的に調査し、必要に応じ補強するとともに定期的な点検により機能維持を図る。

2 地震による水道施設及び需要者の被害想定

地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、給水目標及び応急対策計画の策定に役立てる。

3 応急・応援対策マニュアルの策定

応急給水、応急復旧等のマニュアルを作成するとともに、地震発生時において迅速かつ適切な応急対策を行うための動員表、役割分担表を策定しておく。

4 職員に対する教育及び訓練

- (1) 計画的な研修会、講習会を開催することにより、震災時における判断力の養成、防災上必要な知識及び耐震性継ぎ手を有する管の施工等の技術の向上、人材の育成に努める。
- (2) 緊急時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、平時において総合訓練、各種訓練（動員訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行う。

5 図面・災害予防情報の整備

拠点給水所、指定避難所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧地図（給水台帳、配管図等）を整備し、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努める。

6 関係行政機関との連携及び連絡調整

- (1) 耐震貯水槽の整備に当たっては消防、学校、公園等の関係課との役割分担、連絡調整を図る。
- (2) 応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について警察との連絡調整を図る。

7 協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、村指定給水装置工事事業者等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。

また、地震により広範囲にわたり給水が停止し、応援が必要となる場合は、日本水道協会新潟県支部で定めている「水道災害相互応援要綱」及び「応援要請・受入れマニュアル」に基づき応援要請を行う。

8 水道用機材の規格の統一

日本工業規格（JIS）及び日本水道協会規格（JWWA）の統一化を図る。

第4 飲料水の確保

村は、施設の耐震化率等の現状を考慮の上、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

また、飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

第5 災害対策用資材等の確保

1 応急給水用資機材等の確保

村は、計画的に緊急浄水器、給水車、給水タンク、仮設水槽、ポリ容器及びポリ袋仮設水槽、消毒剤等の応急給水用資機材の整備に努める。

2 応急復旧資機材等の確保

応急復旧用資機材の備蓄について、小規模災害程度の備蓄を目標とし、それ以外は、他水道事業者から借り受けける。また、資材メーカーリストを作成し、緊急時に備える。

第6 防災広報活動

村は、災害時に備え広報活動体制を整備するとともに、平時から防災広報を継続して実施する。

1 住民に対する平常時の広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、自治会等に対し、平時から防災体制及び飲料水等の確保方法等について周知するため、次のような事項を盛り込んだ広報紙、パンフレット等を配布し、防災意

識の啓発に努める。

(1) 非常用飲料水の確保

家庭での非常用飲料水（1人1日3ℓ 3日分）の確保及び備蓄の方法（容器、量、保管方法、交換時期等）

(2) 浴槽の水の汲み置き

風呂の残り湯の非常時の生活用水や防火用水への利用

(3) 水質についての説明

備蓄水の水質劣化の説明と煮沸の必要性

2 災害時の広報活動

(1) 応急給水対策を住民等に周知し、協力が得られるようにする。

ア 給水方法（給水車、拠点給水所、ポリタンク、ウォーターパック等）

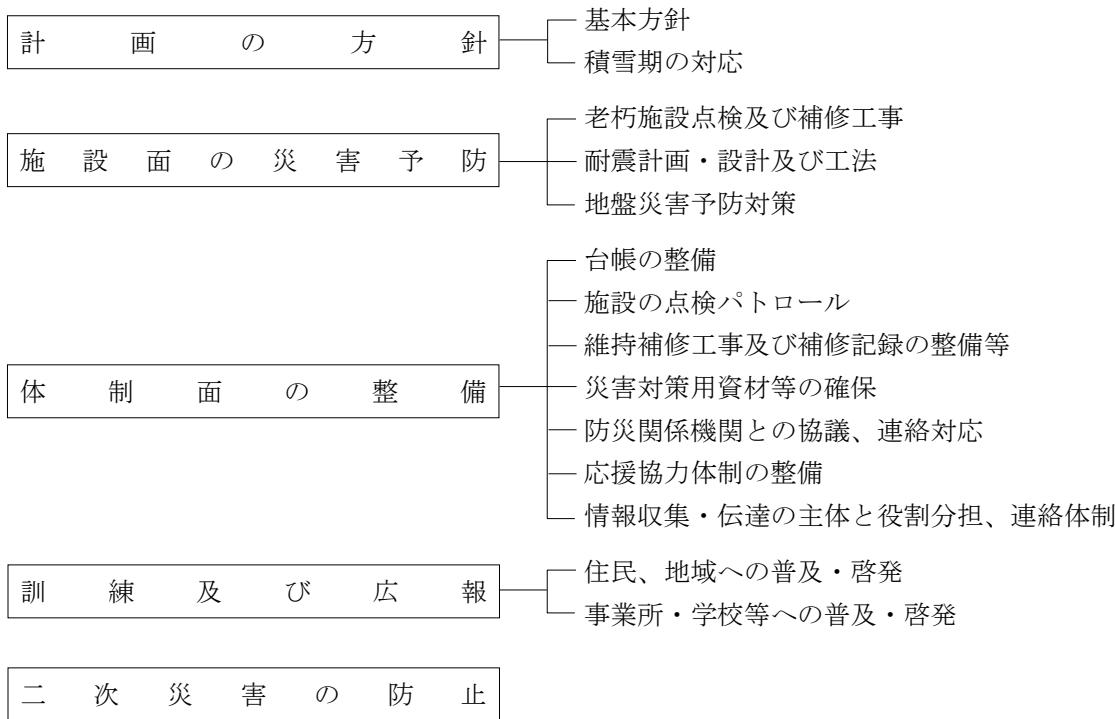
イ 給水場所（地域ごとの給水場所の明示）

(2) その他、災害時の広報として被害状況、応急給水、応急復旧の見通し等について報道機関への情報提供を積極的に行い、迅速かつ的確な報道について協力を要請し、住民等の飲料水や生活用水についての不安の解消に努める。

第12節 下水道施設災害予防計画

【関係課名 等】 建設課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

下水道施設は、ライフライン施設として住民等の生活基盤の一翼を担うものであるが、被災時には多くの場合に補修、復旧が困難であり、住民等に与える影響が大きい。

このため、村は、大規模地震発生に伴う下水道施設の被害を最小限にとどめるため、既設施設の定期的保守点検を励行し、将来施設計画においては耐震化を図るとともに、応急対策を円滑に実施するため、被災対策資機材の整備や他機関との連絡協議及び平常時の広報等を実施する。

なお、災害復旧に当たっては、次の表を目安として、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。

地震後～3日目程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理場の緊急点検、緊急調査 ● 管渠の緊急点検、緊急調査
" 3日目程度～ 1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急調査着手、応急計画策定 ● 施設応急対策着手
" 1週間程度～ 1ヶ月程度	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧本調査着手 ● 応急復旧着手
" 1ヶ月～	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急復旧完了 ● 復旧本調査完了、復旧本計画策定 ● 災害査定実施、本復旧着手

2 積雪期の対応

村は、村内における下水道施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応を把握するなど、必要な対応がとれるよう準備する。

第2 施設面の災害予防

村は、下水道施設については特に幹線管渠、処理場等の重要施設に対しては、耐震対策を講じた施設整備を計画的に実施することで耐震化を図る。

1 老朽施設点検及び補修工事

地震発生時の下水道施設の被害を低減又は防止するため、下水道施設の維持管理に当たり、平常時の巡視及び定期点検を励行し、老朽施設や故障箇所の改善に努める。

2 耐震計画・設計及び工法

下水道施設の建設計画時点から、設計及び施工方法について耐震対策を検討する。

3 地盤災害予防対策

地震による下水道施設の被害の要因として、地震の特性及び地形等が重要な要素を占めており、なかでも地盤の液状化による施設被害が大きいものと予測される。したがって、液状化対策（地盤改良による地盤の強固化等）について重点的に検討する。

第3 体制面の整備

1 台帳の整備

下水道台帳（調書、排水設備台帳、施設平面図）は、被災時の調査及び復旧の作業を円滑に行う上で重要な資料である。そのため、村は、資料の収納及びデータ管理を行う施設について耐震化を進めるとともに、遠隔地に複数管理（バックアップ）して、資料の安全性の向上に努める。

2 施設の点検パトロール

村は、下水道施設の点検パトロールにおいて、地震災害に対し敏速かつ適切な措置が行えるよう、その施設の機能状況の把握に努める。

3 維持補修工事及び補修記録の整備等

村は、異状箇所の補修及び施設改良の記録が、地震災害時に有効に活用できるよう整備しておく。

4 災害対策用資材等の確保

(1) 調査用機材及び応急措置用資材は、災害発生後直ちに使用できるように場所を定めて保管しておく。

(2) 関連業者等にある応急用資材も災害時に協力が得られる体制にしておく。

5 防災関係機関との協議、連絡対応

村は、下水道施設の調査、復旧において、県土木部都市局下水道課との連携及び連絡調整を行う必要がある。このため、防災関係機関及び建設業協会等に対しては、可能なかぎり事前協議を行い、情報交換や連絡・協力体制についての取り決めを行う。

また、道路管理者、河川管理者、警察とは、災害時の情報交換、二次災害の防止のための措置について具体的な打合せを行っておく。

6 応援協力体制の整備

村は、下水道関連業者等とあらかじめ次の応援協力体制について打合せをしておく。

(1) 災害対応組織

- (2) 災害対応協力体制
- (3) 非常配備体制
- (4) 緊急時における連絡手段の確保

7 情報収集・伝達の主体と役割分担、連絡体制

村は、緊急時において的確な情報の収集に努められるよう、役割分担、連絡体制の整備をしておく。

第4 訓練及び広報

村は、災害発生時において的確な防災対策が講じられるよう、平常時から訓練及び広報を行う。

また、災害に備えて、一般家庭、事業所等における携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄の重要性、災害時の下水道等の使用について普及・啓発を行う。

1 住民、地域への普及・啓発

- (1) 各家庭において、地震発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。
- (2) 災害時には、下水道に流入する水の量を少なくするように努める。
- (3) 住民は、地域の避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配付等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

2 事業所・学校等への普及・啓発

- (1) 事業所・学校等において、地震発生から3日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。
- (2) 災害時には、下水道に流入させる水の量を少なくするように努める。

第5 二次災害の防止

村は、災害時において、下水道各施設の損傷の拡大及び機能低下を最小限に止めるよう努める。

また、これらの被害に伴う災害、例えばポンプ場及び処理施設場内での各種薬品類、ガス及び重油等の燃料の漏えい、その他の二次災害が生じないように整備を図る。

第13節 防災通信施設災害予防計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第11節「防災通信施設災害予防計画」(P49～)を準用する。

第14節 危険物等施設災害予防計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第14節「危険物等施設災害予防計画」(P58～)を準用する。

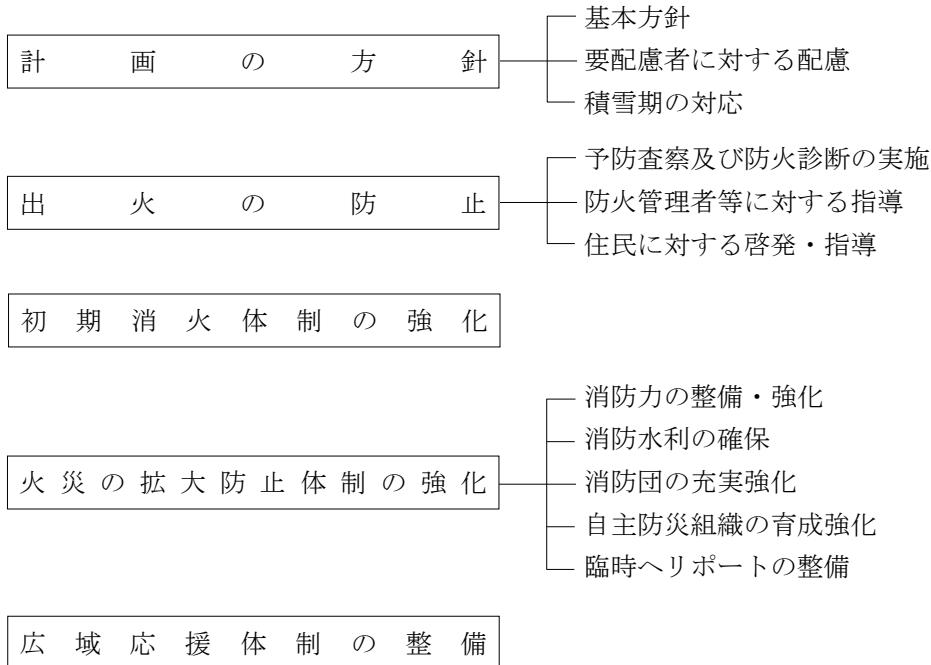
第15節 天然ガスパイプライン施設災害予防計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第15節「天然ガスパイプライン施設災害予防計画」(P60～)を準用する。

第16節 火災予防計画

【関係課名 等】 ◎総務課、村上市消防本部

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

地震発生時における同時多発火災に備えるため、村及び消防機関は、火災予防体制等の充実を図るとともに、地震及び防火に関する知識の普及に努める。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編 第2章 第16節「火災予防計画」(P63～)の定めるところによる。

2 要配慮者に対する配慮

- (1) 村は、配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。
- (2) 村は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

3 積雪期の対応

村は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

第2 出火の防止

地震発生時には火気使用設備・器具等から出火する危険性が極めて高いことから、地震発生直、速やかに出火防止のための処理を行うことにより、出火率は大幅に低減する。したがって、村上市消防本部は、火災予防運動、消防訓練等の機会を通して、地震発生時の出火防止に努める。

1 予防査察及び防火診断の実施

村上市消防本部は、地震が発生した場合を想定し、特に防災対策が必要な飲食店、工場及び作業場等で多量の火気を使用する防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施する。

また、その他の事業所及び一般住宅等についても防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等に対し、地震発生時における出火防止対策の徹底を図る。

2 防火管理者等に対する指導

村上市消防本部は、事業所の防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導する。

- (1) 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所における消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知徹底
- (2) 管理権限者が複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の明確化
- (3) 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備
- (4) 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
- (5) 実践的かつ定期的な訓練の実施
- (6) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- (7) 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設における自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理

3 住民に対する啓発・指導

村及び村上市消防本部は、住民の防火に関する知識及び地震に対する備えなどの普及のため、出火予防の啓発に努める。

第3 初期消火体制の強化

消防本部は、初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等（自主防災組織及び自衛消防隊）に対し火災予防査察、消防訓練の機会を通じ初期消火活動の重要性を認識させ、次の対策を指導する。

- (1) 防火管理者を置く事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導する。
- (2) (1)以外の事業所及び住民に対しては、地域における消防訓練への参加促進及び印刷物等の配布により防災意識及び防災行動力の向上を図る。

第4 火災の拡大防止体制の強化

地震時には、同時多発火災の発生と延焼による火災の拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努める。

1 消防力の整備・強化

消防職員及び消防車両等について「消防力の整備指針（平成17年6月13日改正）」に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、消防力の整備・強化に努める。

2 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、耐震性貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

3 消防団の充実強化

- (1) 村及び村上市消防本部は、地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため広報活動の更なる充実や消防団員雇用事業所と消防団の連携を強化する。
- (2) 村及び村上市消防本部は、迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動

車等を整備するなど機動力の強化を図る。

4 自主防災組織の育成強化

村は、県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

5 臨時ヘリポートの整備

大規模災害発生時には、ヘリコプターによる消火活動を依頼することも必要となってくる。このため、村ではあらかじめ小学校のグランド等をヘリポート適地として指定しているが、今後新たに指定する場合は、次の事項に留意する。

- (1) ヘリコプターが安全に離着陸できる場所であること。
- (2) 離着陸に必要な面積として概ね500平方メートル以上を有すること。
- (3) 道路交通の利便性を確保すること。
- (4) 避難場所との重複指定は極力避けること。
- (5) 当該施設の管理者にあらかじめ災害時の臨時ヘリポートとして使用する旨の了解を得ておくこと。
- (6) 当該施設（場所）に、災害時のヘリポート機能として通信機器等必要な資機材を備蓄・配備しておくよう努めること。

資料編

ヘリポート適地の選定基準

ヘリポート適地一覧

第5 広域応援体制の整備

本村は、新潟県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合と「新潟県広域消防相互応援協定」を締結している。

村は、大規模地震が発生し、近隣市町村にも被害が及ぶことも勘案し、他市町村等との消防相互応援協定等の締結に努める。

村は、他市町村等との消防相互応援協定等について、応援可能な部隊等を明確にし、要請手続き及び応援出動要領等を定めるなど、迅速、効果的な応援体制の確立に努める。

第17節 救急・救助体制の整備計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第18節「救急・救助体制の整備計画」(P71～)を準用する。

第18節 医療救護体制の整備計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第19節「医療救護体制の整備計画」(P74～)を準用する。

第19節 避難体制の整備計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第20節「避難体制の整備計画」(P77～)を準用する。

第20節 要配慮者の安全確保計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第21節「要配慮者の安全確保計画」(P83～)を準用する。

第21節 食料・生活必需品の確保計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第22節「食料・生活必需品の確保計画」(P88～)を準用する。

第22節 文教施設における災害予防計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第23節「文教施設における災害予防計画」(P91～)を準用する。

第23節 文化財災害予防計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第24節「文化財災害予防計画」(P95～)を準用する。

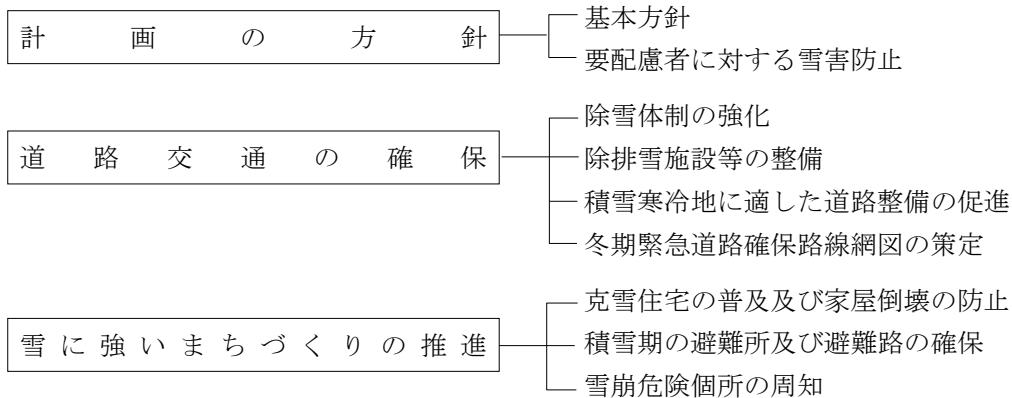
第24節 ボランティア受入れ体制の整備計画(準用)

風水害等対策編 第2章 第25節「ボランティア受入れ体制の整備計画」(P97～)を準用する。

第25節 積雪期の地震災害予防計画

【関係課名 等】 総務課、建設課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比し、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。

このため、村は、県、国等の防災関係機関との連絡協調を図り、除雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震災害の軽減に努める。

2 要配慮世帯に対する雪害防止

高齢者・障がい者等の世帯は、事前に想定される対象者について、地域民生委員が個別に訪問を行い把握に努め、区長等を通じ地域住民の協力要請を行い、災害発生時に備えるものとする。

第2 道路交通の確保

積雪期に災害が発生すると、雪のため無雪期以上に道路交通の確保が困難な状況となる。このため各道路管理者（村、県、国）は、積雪期の災害時における道路交通の緊急確保を図るため、除雪体制を強化し、生活道路を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

1 除雪体制の強化

- (1) 一般国道、県道及び村道の整合のとれた除雪体制強化のため、各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。
- (2) 村は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、既設の消雪施設の有効利用を図るとともに、地形や積雪の状況に適合した除雪機械の増強に努める。

2 除排雪施設等の整備

村は、道路、家屋、家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設の整備を図るものとする。

3 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- (1) 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路等の整備を促進する。
- (2) 雪崩等による交通遮断を防止するため、雪崩防止柵等の雪崩防止施設の整備を促進する。

4 冬期緊急道路確保路線網図の策定

国、県、村の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震対策の初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網図を策定する。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 克雪住宅の普及及び家屋倒壊の防止

(1) 克雪住宅の普及等

村は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、県と連携して克雪住宅の普及を促進する。また、構造的に弱い建物については、筋交い支柱等で十分補強するよう指導する。

(2) 家屋倒壊の防止等

ア 公共建物

公共建物の雪下ろしについては、それぞれの施設管理者において計画を立てて実施する。

イ 一般建物

村は、降雪及び積雪の状況により、各地域で行う一斉雪下ろしやこまめな屋根の雪下ろしの励行等についての広報活動を積極的に行う。

2 積雪期の避難所及び避難路の確保

村は、積雪、堆雪に配慮した体系的道路を整備し、市街地の日常生活道路の除雪を促進するとともに、幹線道路における消雪施設の整備拡充により、避難路の確保を図る。

また、積雪寒冷期の避難所運営に関しては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房設備、燃料、携帯暖房品、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）等の整備、備蓄に努める。

3 雪崩危険箇所の周知

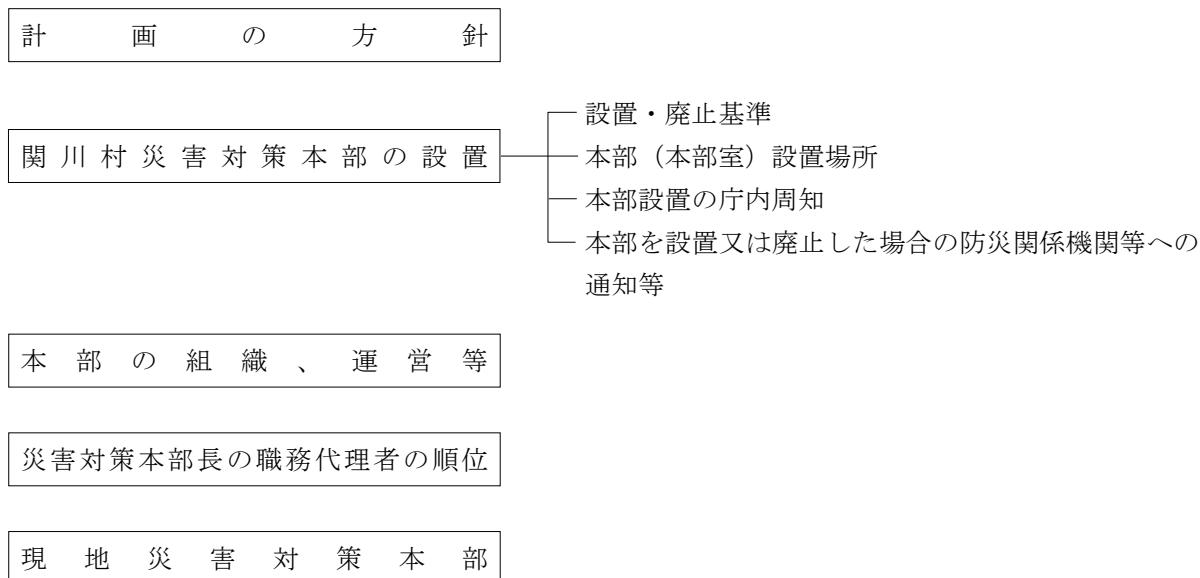
村は、ハザードマップ等を活用し、住民に雪崩発生危険箇所を周知し、早期に自主避難できるよう指導する。

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

【関係課名 等】 全課

[計画の体系]



第1 計画の方針

村内に大規模な地震による災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、村は、県等防災関係機関と連携し被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える必要があるため、本節では、村の災害対策本部の組織及び運営計画について定める。

第2 関川村災害対策本部の設置

1 設置・廃止基準

村長は、次の場合に關川村災害対策本部（以下「本部」という）を設置し、又は廃止する。

設置基準	<ul style="list-style-type: none">● 村の地域において地震による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要があると認められる場合● 村の地域において震度6弱以上の地震による揺れが観測された場合
廃止基準	<ul style="list-style-type: none">● 災害応急対策が概ね完了した場合● その他必要がなくなったと認められた場合

2 本部（本部室）設置場所

本部（本部室）は、村役場又は本部長の指定する場所に設置する。

3 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき、又は本部が設置された場合の各課等への周知は、庁内放送等により行う。

4 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関等への通知等

総務課長は、本部が設置された場合又は廃止された場合は、直ちにその旨を次に掲げる機関に連絡するとともに住民に対して通知する。

連絡又は通知先	連絡又は通知方法
県（危機対策課）	県防災行政無線、電話、FAX、メール
県村上地域振興局	県防災行政無線、電話、FAX、メール
近隣市町村	県防災行政無線、電話、FAX、メール
村上市消防本部	県防災行政無線、電話、FAX
村上警察署	電話、FAX
村防災会議委員	村防災行政無線(同報系)、電話、FAX
一般住民	村防災行政無線(同報系)、広報車

資料編

○ 関川村災害対策本部条例

○ 関川村災害対策本部運営規程

第3 本部の組織、運営等

本部の組織、運営等については、風水害等対策編 第3章 第1節「災害対策本部の組織・運営計画」(P100～)に定めるところによる。

第4 災害対策本部長の職務代理者の順位

災害対策本部長の職務代理者の順位については、風水害等対策編 第3章 第1節「災害対策本部の組織・運営計画」に定めるところによる。

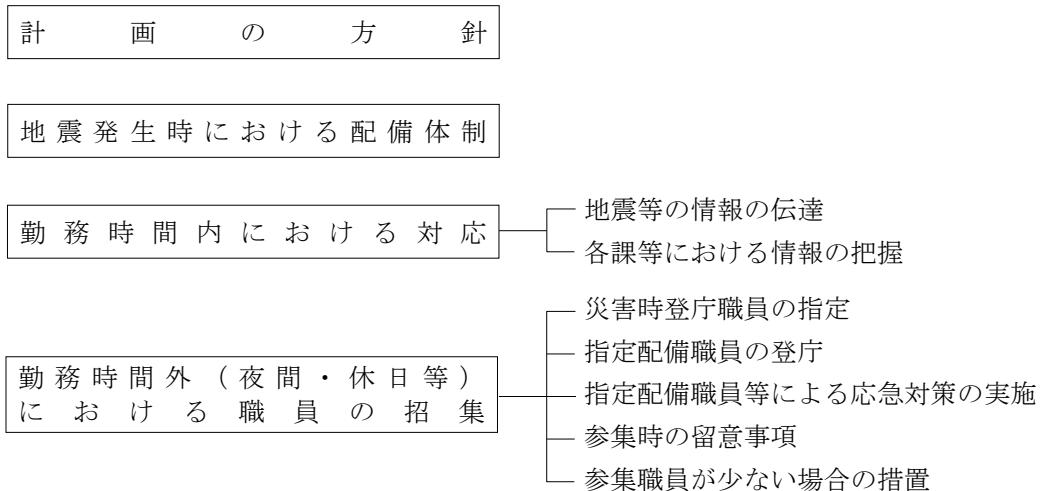
第5 現地災害対策本部

現地災害対策本部については、風水害等対策編 第3章 第1節「災害対策本部の組織・運営計画」に定めるところによる。

第2節 職員の配置及び動員計画

【関係課名 等】 全課 (◎総務課)

[計画の体系]



第1 計画の方針

予期せず発生する地震災害では、初期段階での対応がその後の応急対策を左右することとなる。
村は、災害応急対策を迅速に推進するために職員招集体制を次のとおり定める。

第2 地震発生時における配備体制

村内に地震が発生した場合、災害応急対策が必要となる各担当課等にあっては、迅速に職員を配備するものとする。

なお、県内で震度4以上の地震による揺れが観測された場合の職員の配備体制は、資料編「関川村災害対策本部運営規程」別表第2に定める配備基準による。

資料編 ○ 関川村災害対策本部運営規程

第3 勤務時間内における対応

1 地震等の情報の伝達

役場内に設置されている計測震度計が震度4以上の揺れを観測した場合、総務課長は、村長、副村長及び所管課長に連絡するとともに、庁内放送等により職員に周知を図る。

2 各課等における情報の把握

各課長等は、上記1又は他の方法で地震等の情報を得たときは、直ちに関係職員を災害に対応できる配備につかせるとともに、速やかに被害状況等の把握に努め、総務課長へ報告するものとする。

第4 勤務時間外（夜間・休日等）における職員の招集

1 災害時登庁職員の指定

- (1) 勤務時間外に災害が発生した場合に応急対策が必要となる所属長は、資料編「関川村災害対策本部運営規程」別表第2に定める配備基準に応じ、配備につく職員（以下「指定配備職員」という）をあらかじめ指定しておくものとする。
- (2) 指定配備職員は、大規模な地震により交通が混乱・途絶した場合でも迅速に初動体制が確立でき

るよう、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して指定するものとする。

2 指定配備職員の登庁

- (1) 指定配備職員は、勤務時間外に地震の発生を覚知したときは、テレビ、ラジオ等により村内の震度情報を確認し、登庁区分に従い、指示を待つことなく速やかに登庁する。
- (2) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後に登庁するものとする。
- (3) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、避難場所に指定された最寄りの公共施設等に参集し、必要な応急措置を行うとともに、電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受けるものとする。
- (4) 応急対策を実施する所属の長は、初期段階における配備基準では対応できない規模の災害であると判明した場合は、必要に応じてその他の職員を登庁させ、配備体制を強化する。

3 指定配備職員等による応急対策の実施

指定配備職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容を、権限を有する者に報告するものとする。

4 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参する。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておく。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。

5 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各班の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により緊急初動班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- (1) 地震情報・被害状況等の収集、把握
- (2) 災害対策本部の設置準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）
- (3) 調査用品の準備（無線機・カメラ）
- (4) 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- (5) 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- (6) 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）

(7) ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

時系列的事項		実 施 内 容
1 参集準備		職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助		職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集		職員は、参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4 参集		(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、村役場等に参集する。 (2) 災害その他により、村役場等に参集できない職員は、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集して防災活動に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。 (3) 各施設に直行した職員は、施設の被害状況、避難状況を把握し、村役場に連絡する。
5 被害状況の報告		(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を総務対策部長に報告する。
6 緊急初動班の編成		先着した職員により緊急初動班を編成し、順次初動期に必要な業務に当たる。
7 緊急初動体制の解除		各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

第3節 防災関係機関の相互協力体制(準用)

風水害等対策編 第3章 第3節「防災関係機関の相互協力体制」(P107～)を準用する。

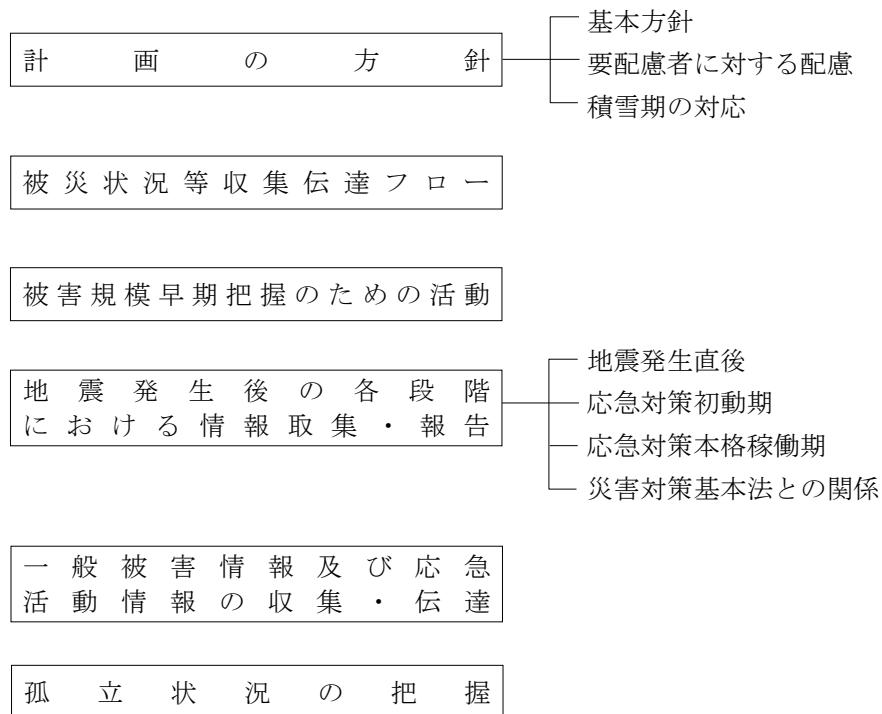
第4節 防災通信施設応急対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第6節「防災通信施設応急対策」(P123～)を準用する。

第5節 被災状況等情報収集伝達計画

【関係課名 等】 全課 (◎総務課)

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。

村は、一定の震度以上の地震が発生した場合は、速やかに地震情報や被害状況を収集、集約し、被害の概略を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、県や各防災機関及び住民に各種の手段を使って伝達し、「情報の共有化」を図る。

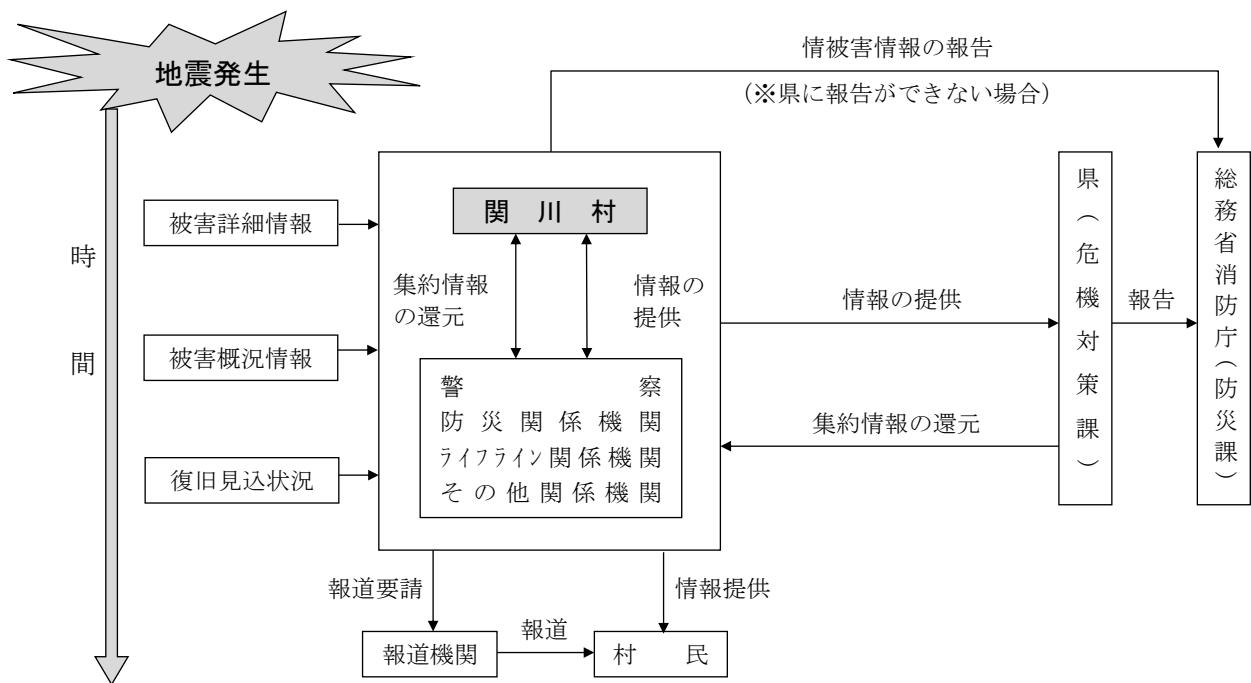
2 要配慮者に対する配慮

村は、要配慮者に対する情報伝達として、自主防災組織、自治会、消防団などの避難誘導体制の整備を進めるとともに情報伝達手段の多様化を図る。また、避難所における手話通訳、文字情報などにも配慮する。

3 積雪期の対応

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪地域においては、避難時の携帯ラジオの携行や孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

第2 被災状況等情報収集伝達フロー



第3 被害規模早期把握のための活動

災害の発生直後において、概括的被害情報、ライフラインの被害の範囲、医療機関における負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するとともに、次の事項に関する情報を収集し、村内の被害状況を把握する。

- (1) 消防団の巡回活動による地域の被害状況
- (2) 村内各公共施設から施設及び施設周辺の被害状況
- (3) 消防本部通信指令室から119番通報の殺到状況等の情報
- (4) 「災害時における関川村と郵便局の協力に関する協定」に基づく、郵便局からの被災住民の避難先及び被災状況の情報
- (5) 参集職員からの参集途上の被災状況（勤務時間外）
- (6) 税務対策部を中心とする職員による被害不明地域への被害状況調査
- (7) 自主防災組織、集落あるいは住民からの情報

資料編 ○ 災害時における関川村と郵便局の協力に関する協定書

第4 地震発生後の各段階における情報取集・報告

1 地震発生直後（地震発生後概ね3～4時間以内）

- (1) 村は、直ちに関係各機関と連絡を取るとともに、必要に応じて現地確認を行い、被災地の情報収集に当たる。

また、地震発生初期においては、村職員の情報収集活動だけでは対応が困難なため、自主防災組織、自治会及び村民等からの情報の収集を図る。

- (2) 村は、地震発生が勤務時間外の場合は、非常招集で登庁してくる職員から被災状況の聴き取り調査を行う。

- (3) 村と警察署は、各方面から得られた情報を相互に交換し、被害状況の概況の早期把握に努める。
- (4) 村は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。なお、収集された情報は、各防災関係機関等に速やかに提供する。
- (5) 村は、被害の概況を速やかに県危機対策課へ報告する。県に報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。
- (6) 村長は、自ら被害の状況の把握、情報の収集が困難なときは、県危機対策課へ消防防災ヘリコプターの緊急出動を要請し、情報の収集に努める。
ただし、地震発生が夜間又は荒天等その他の理由により、県消防防災ヘリコプターによる情報の収集が困難なときは、県知事へ自衛隊の出動を要請するなどし、ヘリコプターやオートバイ等による被害状況の把握に努める。
- (7) 村は、避難指示等を発出した場合は、速やかに県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。

2 応急対策初動期（地震発生後概ね2日以内）

- (1) 村は、被害地域へ調査班の派遣等を行うほか、県の地域機関、その他関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査し、把握した被害状況及び応急対策活動状況、本部の設置状況等を県（危機対策課）へ逐次報告する。
- (2) ライフライン・公共交通関係機関は、被害状況を調査し、被害状況及び各機関の対応状況を県危機対策課に報告する。
- (3) 村は、県関係機関（村上地域振興局健康福祉部）に問い合わせて、医療機関の被害状況及び急患受入れの可否等の情報把握に努める。
- (4) 村は、避難所を開設したとき、又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、FAX、インターネット、メール等の通信手段の確保又は新設に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難者の数、状況及び必要とされる食料・日常生活物資等の情報を効率的に収集する。

3 応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日以降）

- (1) 村は、県地域機関と協力して地域内の被害金額等詳細な被害状況を調査し、県危機対策課に報告する。
- (2) 防災関係機関は、応急復旧の状況を県及び村に報告する。
- (3) 村は、応急対策終了後10日以内に、県（危機対策課）に対して災害確定報告を郵送又はFAXで報告する。

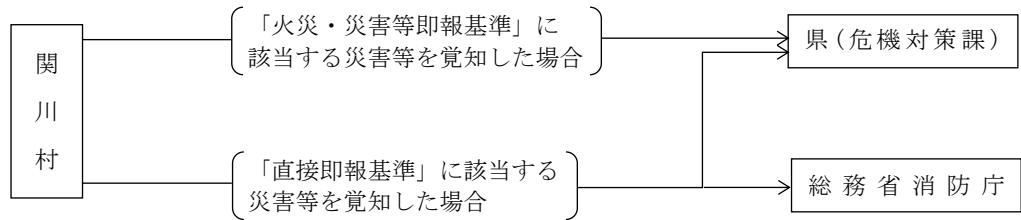
4 災害対策基本法との関係

- (1) 県・消防庁への第一報

村は、震度4以上の地震を覚知したときは、被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を資料編「火災・災害等即報基準」に掲載の「1 消防庁への火災・災害等即報基準」に準じ、県（危機対策課）へ報告する。

また、資料編「火災・災害等即報基準」に掲載の「2 消防庁への直接即報基準（市町村）」に該当する震度5強以上の地震を覚知したときは、第一報を県（危機対策課）に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対しても行う。

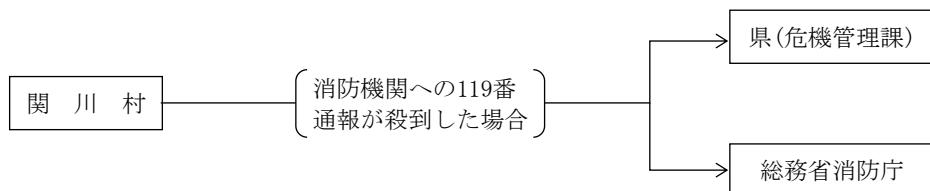


資料編

○ 火災・災害等即報基準

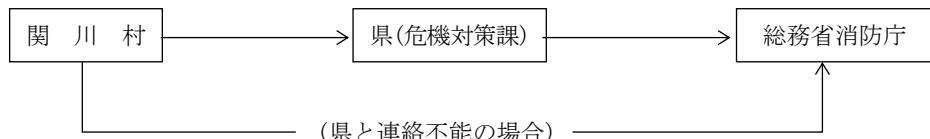
(2) 119番通報到着時の報告

消防機関へ119番通報等が到着したことを覚知した場合は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県（危機対策課）へ報告する。



(3) 収集情報の報告

人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災・土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略情報を含め、把握できた範囲から直ちに県（危機対策課）へ報告するものとする。県に被害状況等を報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告する。



【消防庁への連絡先】

回線別	区分	平日(9:00~17:00) [防災情報室]	左記以外 [宿直室]
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	5-90-49013	5-90-49102
	FAX	5-90-49033	5-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	8-048-500-90-49013	8-048-500-90-49102
	FAX	8-048-500-90-49033	8-048-500-90-49036

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報 告 先		消防庁災害対策本部 情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電 話	03-5253-7510
	F A X	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	5-90-49175
	F A X	5-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電 話	8-048-500-90-49175
	F A X	8-048-500-90-49036

第5 一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達

村は、被害地域へ調査班の派遣等を行うほか、県の地域機関、その他関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。

把握した被害状況及び応急対策活動状況、本部の設置状況等を県（危機対策課）へ逐次報告するものとする。

避難所を開設したとき、又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、パソコン通信等の通信手段の確保又は新設に努めるとともに、職員又はボランティアの連絡員を派遣して避難者の数、状況及び必要とされる食料・日常生活物資等の情報を効率的に収集する。

なお、災害時に収集すべき災害情報は、概ね次のとおりとする。

- (1) 災害発生箇所
- (2) 火災、土砂災害等の発生状況
- (3) 人的被害、建築物の被害状況
- (4) ライフライン関係機関の被害状況
- (5) 道路の被害状況
- (6) 公共交通関係機関の被害状況
- (7) 交通規制状況
- (8) 被災者の避難状況
- (9) 避難所の設置及び収容状況
- (10) 災害発生箇所の復旧見通し
- (11) その他の情報

第6 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、村、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、県、村へ報告する。

また、村は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

第6節 広報計画

【関係課名等】 総務課

[計画の体系]

計画の方針

地震発生後の各段階における広報の基準

第1 計画の方針

風水害等対策編 第3章 第8節「広報計画」(P129～)に定めるところによるものとするが、地震発生後の各段階における広報の基準について定めるものとする。

第2 地震発生後の各段階における広報の基準

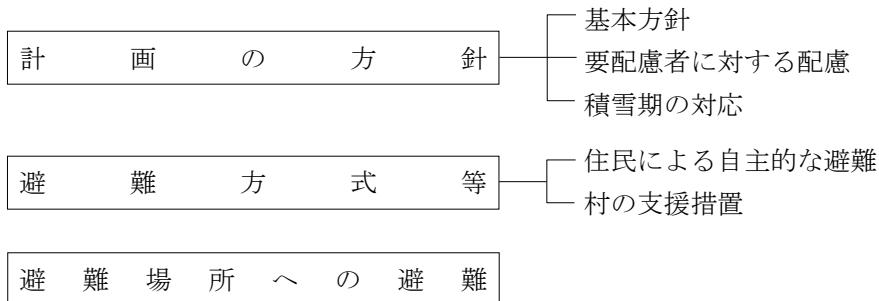
村は、地震発生後の各段階に応じた適切な広報を行うものとする。

地震発生直後 (地震発生後概ね3～4時間以内)	(1) 地震に関する情報 (2) 避難情報及び二次災害防止に関する情報 (3) 救助救出活動、医療、救護、要支援者支援の呼びかけ
災害応急対策初動期 (地震発生後概ね2日以内)	(1) 災害発生状況及び災害応急対策状況 (2) 住民に対する避難指示 (3) 医療（医療機関の状況を含む）、救護、衛生に関する情報 (4) 給水・炊き出しの実施、物資の配給 (5) 避難所の開設等
災害応急対策本格稼働期 (地震発生後概ね3日目以降)	(1) 消毒・衛生・医療救護、健康（心のケア含む）に関する情報 (2) 小中学校の授業再開予定 (3) 仮設住宅への入居
復旧対策期	(1) 災証明の発行 (2) 生活再建資金の貸付 (3) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 (4) その他生活再建に関する情報

第7節 住民等避難計画

【関係課名 等】 全課 (◎総務課)

[計画の体系]



第1 計画の方針

風水害等対策編 第3章 第9節「住民等避難計画」(P133～)の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方式や避難所開設等について、次のとおり定めるものとする。

1 基本方針

地震発生時は、建物倒壊、火災、土砂崩れ等の二次災害を及ぼすおそれがあることから、住民は緊急地震速報等に基づき自らの判断で地震の第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する。

このため、村は、防災関係機関との相互連携を強化し、迅速な住民避難及び円滑な避難所運営に努める。

2 要配慮第者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、地震発時においては、高齢者、幼児、障害者、病人等の要配慮者を優先して実施するものとするが、警察、消防、自主防災組織の協力をあらかじめ得られるよう普段からの協力体制を構築する。

3 積雪期の対応

地震の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、特に積雪地域においては、積雪期を想定した暖房器具等を避難所にあらかじめ整備するとともに孤立が予想される集落の通信手段を確保する。

また、降雪期における避難経路については、雪崩等の発生の可能性を含めた安全な避難経路を設定し、住民誘導に備える。

第3 避難方式等

1 住民による自主的な避難

地震は、いつ、どこで発生するか分からぬいため、また地震の規模、住家の築年数等によっても被害の状況が異なるため、村の避難指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により自主的に避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく周知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 村の支援措置

平素から地震時の避難のあり方を検証し、住民に対し地震発時における避難方式の周知徹底を図

る。

また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関等との連携により、指示の徹底や、避難誘導に努める。

第3 避難場所への避難

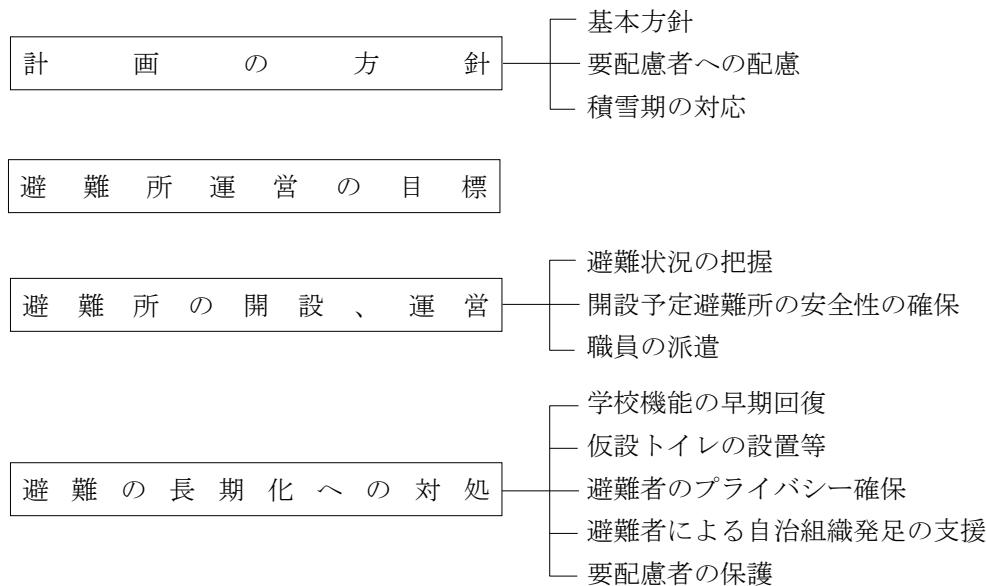
大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグランド、公園、広場等にまずは避難する。

当該避難場所で正確な災害情報等を収集し、また不在者を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

第8節 避難所運営計画

【関係課名 等】 全課 (◎総務課)

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

避難所は、地震発生後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難所の開設・運営は村が行い、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、性差に十分に配慮するとともに被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項については、風水害等対策編 第3章 第10節「避難所運営計画」(P138～)に定める。

2 要配慮者への配慮

(1) 避難所での配慮

- ア 村は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。
- イ 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。
- ウ 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

(2) 福祉避難所の開設

- ア 村は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。
- イ 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

3 積雪期の対応

- (1) 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。
- (2) 暖房器具、採暖用具の配置、温かい食事の早期提供に配慮する。

第2 避難所運営の目標

- ア 地震発生後3時間以内に開設する。(施設の安全確認、職員配置)
- イ 地震発生6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。
- ウ 地震発生12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。
- エ 地震発生3～7日後までには、避難者の入浴の機会を確保する。
- オ 避難所での生活をおおむね地震発生から2ヶ月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん等を行う。

第3 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を村本部に報告する。

(2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町村又は県に応援を要請する。

資料編

○ 避難所施設一覧

3 職員の派遣

村は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、住民戸籍班の職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務に当たるものとする。

第4 避難の長期化への対処

1 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童生徒との住み分

けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

2 仮設トイレ及び入浴施設の設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。また、入浴施設を設置するなど、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。

3 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置など避難者の配慮を行う。

4 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合には、村は、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における住民の心得等が自動的に作られるよう支援する。

5 要配慮者の保護

障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、必要により介護体制の整った社会福祉施設等へ入所を依頼して保護する。入所が困難な場合には、次の施設に要配慮者専用避難所として福祉避難所を開設し、ホームヘルパーの派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者等の協力を得て管理運営する。

施設名	所在地	電話番号 (FAX番号)
特別養護老人ホーム「垂水の里」	関川村大字湯沢728-1	0254-64-2322 (0254-64-2331)
関川愛広苑	関川村大字湯沢728-7	0254-60-4025 (0254-60-4026)

第9節 避難所外避難者の支援計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第11節「避難所外避難者の支援計画」(P146～)を準用する。

第10節 自衛隊の災害派遣計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第12節「自衛隊の災害派遣計画」(P147～)を準用する。

第11節 輸送計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第13節「輸送計画」(P152～)を準用する。

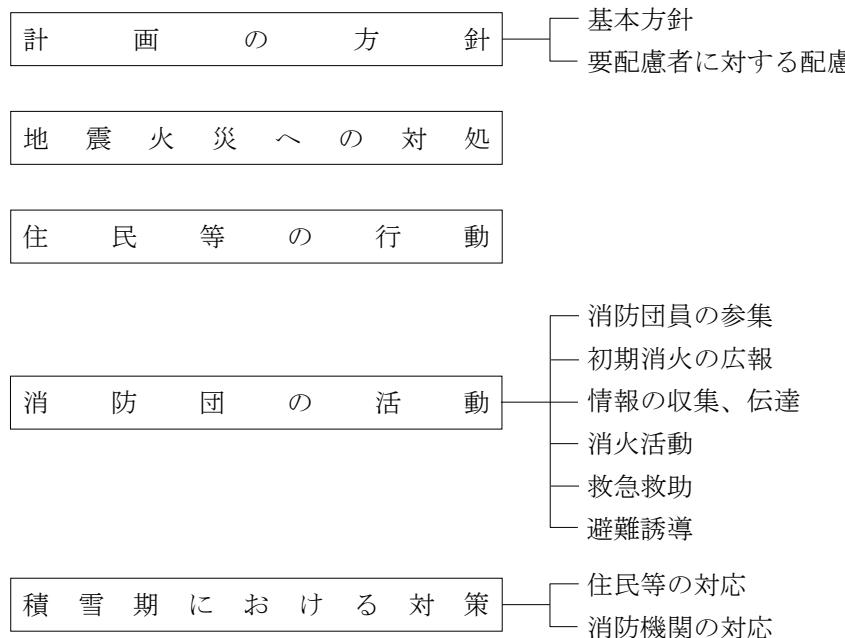
第12節 交通計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第14節「交通計画」(P156～)を準用する。

第13節 消火活動計画

【関係課名 等】 ◎村上市消防本部、総務課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

地震発生時は、家屋の倒壊等による火災の同時多発と広範な延焼により大火災となる可能性が大きいため、住民等は家庭や職場で出火防止と初期消火に努め、地震火災の発生を極力阻止するとともに、消防機関は広域的な応援体制の下、迅速かつ効果的な消火活動を行い、被害の極小化に努める。

なお、この計画中に定めのない事項は、風水害等対策編 第3章 第15節「消火活動計画」(P157～)の定めるところによる。

2 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

第2 地震火災への対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- (1) 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- (2) 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。
- (3) 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。
- (4) 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及

ぶ大問題である。このため、今後とも消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第3 住民等の行動

住民及び事業所等は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、次により出火防止、初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報しなければならない。

- (1) コンロ、暖房機具等の火の元を消す。
- (2) 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。
- (3) 消防機関等へ迅速に通報（電話・駆け込み）する。
- (4) 電気機器及びガス機器の接続状況を確認し、コンセントを抜いたり、ガスの元栓を閉めたりして、二次災害の防止に努める。
- (5) 地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防隊の到着までの間、極力自力消火・救助活動を行うものとする。

第4 消防団の活動

消防団は、地域に密着した消防機関として消防署等と緊密な連携の下に火災防御活動に当たる。

1 消防団員の参集

消防団員は、地震が発生した場合は、速やかに消防団器具置場へ参集し、消防資機材等を準備する。

2 初期消火の広報

出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。

3 情報の収集、伝達

携帯電話、無線、自転車等を活用しながら、現地の火災発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、村本部、消防署、警察署等に伝達する。

4 消火活動

常備消防の部隊到着までの間、地域住民等と協力し、迅速、効果的な消火活動にあたる。常備消防の部隊の到着後は、協力して消火活動等にあたる。

5 救急救助

要救助者を発見した場合には、速やかに救出救助を行うとともに、負傷者に対して止血その他の応急手当てを行い、安全な場所に搬送する。

6 避難誘導

避難指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

第5 積雪期における対策

積雪期は、通常でも火災が発生した場合は消火活動に困難をきたす場合が多い。地震が発生した場合は、倒壊家屋からの出火の増加や、積雪や落雪による道路の混乱で消防隊の現場到着が遅れるため、地震火災による被害が増大する可能性が大きい。このため、住民及び消防機関は、積雪期に地震が発生した場合は、次の事項に留意して火災対策に当たる。

1 住民等の対応

- (1) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止を徹底

する。また保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

- (2) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。
- (3) 火災が発生した場合は直ちに消防へ通報するとともに、地域で協力して初期消火に努める。

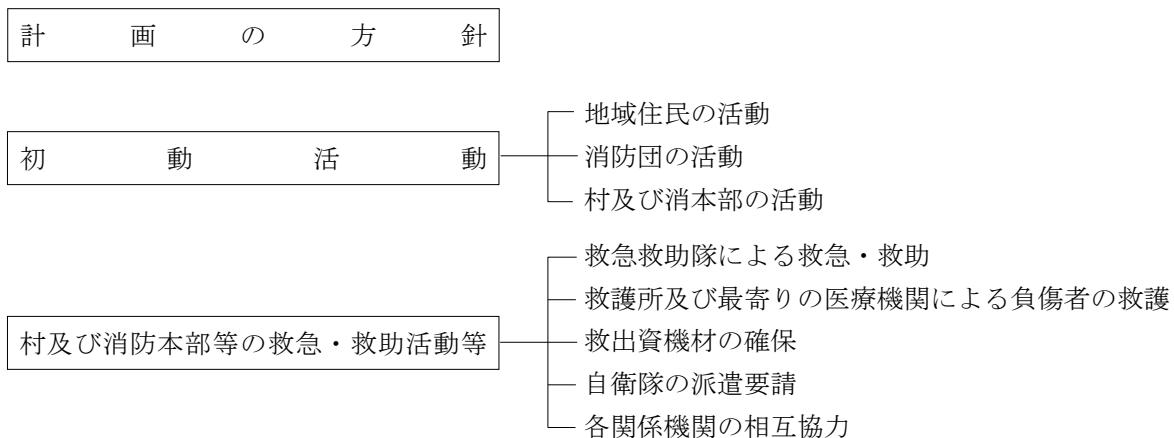
2 消防機関の対応

- (1) 火災発生現場への消防用車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。
- (2) 多雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。
- (3) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪・点検を行い、適切な維持管理に努める。

第14節 救急・救助活動計画

【関係課名 等】 ◎村上市消防本部、総務課、健康福祉課

[計画の体系]



第1 計画の方針

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、地域住民、消防、警察、医療機関等と相互に連携し、迅速かつ適切に救急救助活動を行い、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編 第3章 第19節「救急・救助活動計画」(P168～)の定めるところによる。

第2 初期活動

1 地域住民の活動

大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防等関係機関が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して、次に掲げる初動活動にあたる。

- (1) 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。
- (2) 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。
- (3) 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応ずる。

2 消防団の活動

消防団員は、直ちに自発的に参集して指揮者は救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急救助にあたる。

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当てや人工呼吸等、必要に

より医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

3 村及び消防本部の活動

村及び村上市消防本部は、消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

第3 村及び消防機関の救急・救助活動等

1 救急救助隊による救急・救助

(1) 消防本部の活動

ア 消防職員は、自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。

イ 消防本部は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに必要な救急救助体制を確立する。

ウ 出動対象の選定と優先順位の設定、現地における労力の活用等を踏まえ、効率的な救助活動の実施に努める。

(2) 警察の活動

救出・救助活動の応援要請が村からあった場合、又は自ら必要とした場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。

2 救護所及び最寄りの医療機関による負傷者の救護

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、村上市岩船郡医師会と連携のうえ、避難所、災害現場等に救護所を設置し、トリアージ、応急手当てを実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重傷者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、速やかに県に対して県消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの派遣を要請する。また、必要があるときはドクターヘリ基地病院にドクターヘリの派遣を要請する。

(4) 県等からの要請又は自らの判断により、災害派遣医療チーム（新潟DMAT）は、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

3 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

自らが保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、「災害時における相互援助協定」等に基づき協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達し、あるいは村内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

資料編

○ 災害時における相互援助協定

○ 村内建設業者一覧

4 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

5 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供し、また効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して迅速かつ適切に実施する。

第15節 医療救護活動計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第20節「医療救護活動計画」(P173～)を準用する。

第16節 防疫及び保健衛生計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第21節「防疫及び保健衛生計画」(P176～)を準用する。

第17節 廃棄物処理計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第22節「廃棄物処理計画」(P180～)を準用する。

第18節 トイレ対策計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第23節「トイレ対策計画」(P183～)を準用する。

第19節 入浴対策計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第24節「入浴対策計画」(P185～)を準用する。

第20節 食料・生活必需品供給計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第25節「食料・生活必需品供給計画」(P186～)を準用する。

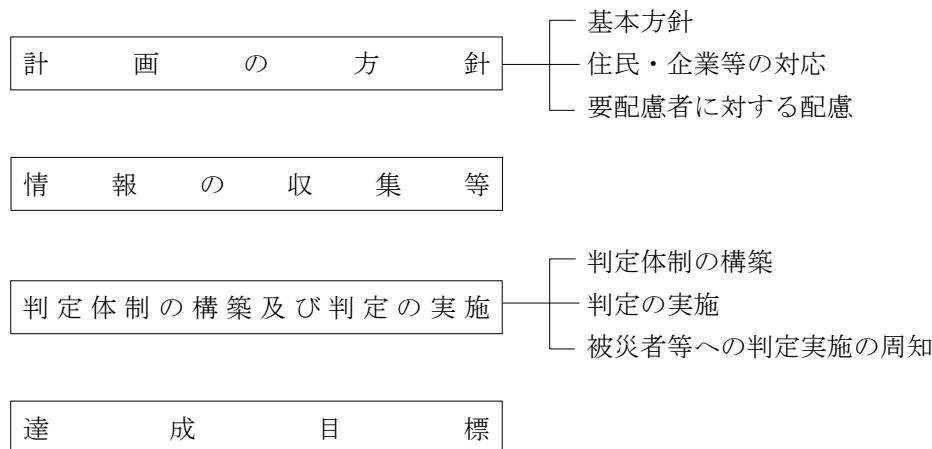
第21節 要配慮者の応急対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第26節「要配慮者の応急対策」(P191～)を準用する。

第22節 建物の応急危険度判定計画

【関係課名 等】 建設課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「協議会」という）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

2 住民・企業等の対応

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用に当たっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

3 要配慮者に対する配慮

- (1) 応急危険度判定の目的を周知させる。（罹災証明との区別を説明）
- (2) 判定結果に対する相談窓口を設置する。

第2 情報の収集等

地震発生時の建築物等の被害状況を、応急危険度判定士（災害により被害を受けた建築物による二次災害を防止するために行う、被災建築物応急危険度判定を行う者として、知事の認定を受けたものをいう。以下「判定士」という）を用いて調査し、関連する情報を収集する。

第3 判定体制の構築及び判定の実施

1 判定体制の構築

- (1) 判定にあたり、実施本部及び判定拠点を設置するとともに判定コーディネーターを配置する。
- (2) 自力で応急危険度判定が実施できない場合は、県に支援を要請する。

2 判定の実施

- (1) 判定計画の作成

ア 収集した情報を踏まえて判定実施の要否を決定し、実施が必要と判定された場合は、判定実

施計画書を作成する。

イ 判定実施のため、判定士を参考するとともに、判定実施について住民への周知及び広報を行う。

(2) 判定の実施

ア 判定士の受け入れを行うとともに、判定士に判定資機材を供給し、実施地区へ誘導の上、判定を実施する。

イ 判定の結果の集計を行い、県に報告する。

3 被災者等への判定実施の周知

応急危険度判定は、人命の安全性を確保するための緊急的に危険度を判定する作業であり、り災証明のためのものではないことを被災者等に正確に周知する。

第4 達成目標

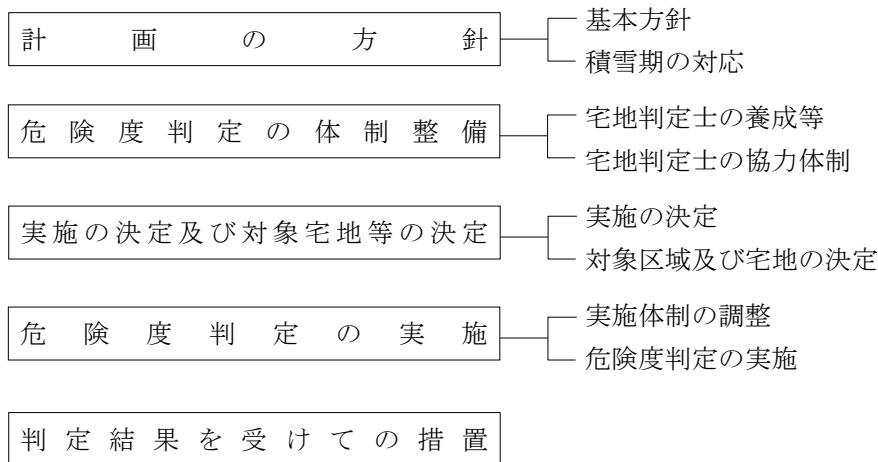
応急危険度判定はおおむね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、おおむね10日間を目安に判定活動を終了する。

地震後 1 日	県内判定士による判定活動の開始
〃 3 日	県外判定士による判定活動の開始
〃 10 日	判定活動の終了
〃 10 日～	判定結果に対する相談業務への移行

第23節 宅地等の応急危険度判定計画

【関係課名 等】 建設課

[計画の体系]



第1 計画の方針

地震発生後、迅速に宅地被害に関する応急危険度判定を実施し、判定結果に基づいて二次災害を防止又は軽減するために必要な措置を講じる。

第2 危険度判定の体制整備

1 宅地判定士の養成等

県は、村の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じての育成及び啓発に努める。

2 宅地判定士の協力体制

宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、県及び村が行う体制整備に協力する。

第3 実施の決定及び対象宅地等の決定

1 実施の決定

村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施をおおむね24時間以内に決定する。

なお、被災の規模等により危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなった場合には、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。

2 対象区域及び宅地の決定

村長は、危険度判定の実施を決定した場合は、おおむね72時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

第4 危険度判定の実施

1 実施体制の調整

村長は、危険度判定の実施に際し、おおむね72時間以内に宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制について調整する。

知事は、村長からの要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、概ね72時間以内に支援

措置を講じる。

2 危険度判定の実施

村長は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

第5 判定結果を受けての措置

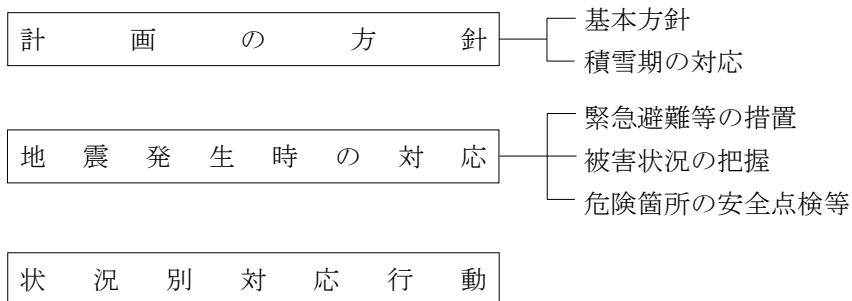
村長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

また、判定活動の円滑な実施と、判定結果に基づく応急補強の措置などについて、村民の理解を得られるよう周知を図る。

第24節 文教施設における災害応急対策

【関係課名 等】 教育課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

大規模な地震が発生した場合は、学校をはじめとする文教施設の管理者は、学校防災計画及び各施設の防災計画の定めるところにより、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という）、教職員、入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図る。

対策内容は、風水害等対策編 第3章 第27節「文教施設における災害応急対策」(P192～)の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

2 積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、より一層慎重を行う。

第2 学校における地震発生時の対応

地震発生時には校長は、児童生徒の安全を第一に考え、次の措置をとる。

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、生徒等を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合は、速やかに生徒等及び教職員の人員確認、被災状況確認を行う。

(2) 応急救護

生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、応急手当てを行うとともに、必要により医療機関への連絡、搬送など応急救護の万全を期する。

(3) 余震情報等の把握

余震に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握して、生徒等を帰宅させるかどうか村教育委員会との協議等により決定する。

(4) 下校時の危険防止

生徒等を帰宅させる場合は、その安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。低学年児童については、教職員が地区別に引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。

(5) 校内保護

災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

2 被害状況の把握

地震が発生した場合、速やかに児童生徒や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、村教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、村教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

3 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等の危険箇所について、速やかに安全点検を行う。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

第3 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて生徒等がとる基本的な行動を例示したものである。

生徒等の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態及び発生時の状況等に応じた対策を講じる。

児童生徒の行動	
登下校時	<p>[地震発生時の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 登下校中の生徒等は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。 ● 在宅の場合は登校しない。ただし、災害危険地域付近在住の生徒等は、家族の者とともに直ちに避難所へ避難する。 <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● できるだけ安全な空間を確保する。 ● カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。 <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。 ● がけ下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。 ● プロパンガス等が漏れているところ、また道路のアスファルトがめくれていている、ひび割れしているところから速やかに遠ざかる。 ● 火災現場から遠ざかる。 ● 狹い道路はできるだけ避けて通る。 ● 倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。
在校時	<p>[教室]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ● 机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。 ● 大きな揺れが収まつたら、直ちに周囲の状況を確認のうえ、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグランドへ出る。 <p>[廊下・階段]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。 <p>[グランド]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 校舎からの落下物を避けるため、速やかに校舎近くから離れ、グランド中央へ避難する。 ● 教室・校舎には戻らない。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」をしっかりと守る。 ● 留守家庭の生徒等は、学校に留まる。(保護者へ連絡)
校外活動時	<p>基本的には帰校する。ただし、状況により次の行動をとる。</p> <p>[所属校から離れている場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バス、鉄道等の交通機関が停止した場合は、状況により最寄りの避難所へ避難する。 ● 避難については村又はその地の市町村の指示に従う。 ● 山崩れ、崖崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。 <p>[所属校に近い場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。 <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の指示通りに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」「戻らない」をしっかりと守る。 ● 自分勝手な言動を絶対にとらない。 例……勝手に家に帰る。奇声・泣き声をあげる。 ● デマ等に惑わされない。 ● 避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。
部活動時	<p>[校内の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 顧問の指示に従って安全な場所に避難する。 ● 一人で勝手に行動しない。 ● 人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。 ● 帰宅できない生徒等は顧問の指示に従う。 <p>[校外の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指示された避難所へ集団で避難する。 ● 合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。

第25節 文化財応急対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第28節「文化財応急対策」(P201～)を準用する。

第26節 障害物除去計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第29節「障害物除去計画」(P203～)を準用する。

第27節 遺体の搜索・処理・埋葬計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第30節「遺体の搜索・処理・埋葬計画」(P205～)を準用する。

第28節 愛玩動物の保護対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第31節「愛玩動物の保護対策」(P208～)を準用する。

第29節 公衆通信施設応急対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第32節「公衆通信施設応急対策」(P210～)を準用する。

第30節 電力供給施設応急対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第33節「電力供給施設応急対策」(P214～)を準用する。

第31節 ガス供給応急対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第34節「ガス供給応急対策」(P217～)を準用する。

第32節 給水・上水道施設応急対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第35節「給水・上水道施設応急対策」(P219～)を準用する。

第33節 下水道施設等応急対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第36節「下水道施設等応急対策」(P225～)を準用する。

第34節 危険物等施設応急対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第37節「危険物等施設応急対策」(P228～)を準用する。

第35節 天然ガスパイプライン施設応急対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第38節「天然ガスパイプライン施設応急対策」(P233～)を準用する。

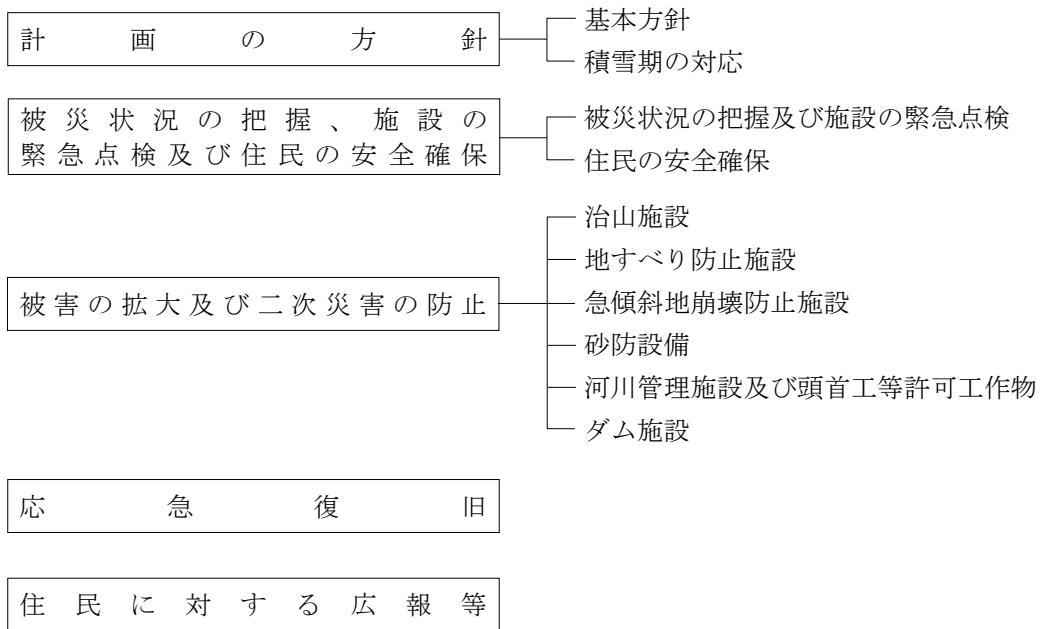
第36節 道路・橋梁施設の応急対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第39節「道路・橋梁施設の応急対策」(P236～)を準用する。

第37節 治山・砂防・河川施設の応急対策

【関係課名 等】 建設課、農林課

[計画の体系]



第1 計画の方針

1 基本方針

治山、砂防、河川施設等の管理者は、地震による施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

村は、住民等から治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という）及び河川施設の被災の通報を受けたとき、又はパトロール等により土砂災害等及び河川施設の被災を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難のため指示及び避難誘導等を実施する。

2 積雪期の対応

積雪期は、雪が障害となり施設の点検や被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴う。

このため、村は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

第2 被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保

各施設の管理者は、次により被災状況の把握、施設の緊急点検及び住民の安全確保対策を実施する。

1 被災状況の把握及び施設の緊急点検

震度4以上の地震が発生した場合は、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所、地すべり危険箇所等の防災上重要な施設（箇所）の緊

急点検を実施する。

資料編	<input type="radio"/> 地すべり危険箇所 <input type="radio"/> 土石流危険渓流 <input type="radio"/> 急傾斜地崩壊危険箇所	<input type="radio"/> 土砂災害警戒区域等 <input type="radio"/> 雪崩危険箇所一覧 <input type="radio"/> 重要水防箇所一覧
-----	---	---

2 住民の安全確保

村は、施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに立ち入り禁止措置を執るとともに、警察及び消防機関等への通報、住民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

第3 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、パトロール及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関等と密接な連携の下に、必要な応急措置を実施する。

1 治山施設

(1) 倒木、流木等の除去

倒木や流木等による施設の二次災害が発生するおそれのある場合は、速やかに倒木や流木等の除去に努める。

(2) 被災地の巡回等危険防止のための監視

施設の被害が拡大するおそれのある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止の監視を行う。

2 地すべり防止施設

(1) 危険物、障害物等の除去及び被害拡大防止工事の実施

地すべりが発生した地域に危険物や障害物が存在する場合は、地すべりが進行して危険な状態になる前にこれらを除去し、地すべりの進行を抑えるための応急対策工事を実施する。

(2) 被災地の巡回等危険防止のための監視

地震により地すべりが発生した場合やその兆候が見られる時は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 保安林内のなだれ防止施設の監視

積雪や気象情報に見合った監視とし、通行止め等の応急対策を実施する。

3 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地での崩壊や急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた場合には、被災地域での二次的被害の発生を防止するため、巡回パトロール、要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

4 砂防設備

砂防設備が被害を受けた場合には、その被害の程度に応じて巡回パトロール、地元住民を通じた河川の濁りの変化や水量変化観測等により二次災害による危険防止のための監視を行う。

なお、重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条に基づき県及び同法第29条に基づき国は緊急調査を実施し、同法第31条に基づき調査結果を村へ通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じる。

5 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

(1) 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出

水で破堤等重大な災害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

(2) 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

(3) 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため立入り禁止等の必要な措置を実施する。

(4) 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

許可工作物の損傷の復旧等については、震災を受けた地域の早急な復旧・復興を期すため、施設占用者に適切な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、当該施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者並びに周辺施設の管理者と協議を行い二次的な災害の防止に努めるものとする。

(5) 危険物、油流出等事故対策の実施

地震により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次的な被害を防止するため下流住民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

(6) その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、出来る限りライフライン並びに地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

6 ダム施設

(1) 貯水位制限等の対策

地震後の点検等により異状が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。

(2) 止水処理等の応急的措置

地震後の点検等により異状が認められた場合は、その程度に応じた対策を実施するとともに臨機に止水処理等の応急的措置を講じる。

(3) ダム施設に異状が認められた場合の関係機関及び一般住民への連絡、通報

地震後の点検によりダム施設に漏水、変形、ダムの挙動異状が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、各ダムの操作規則に基づき関係機関及び下流住民へ連絡、通報を行う。

(4) その他ダム施設の管理に関する事項

その他ダム施設の管理に関する事項については、関係機関や利水権者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行う。

第4 応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

村は、農地及び農業用施設の被害の状況から止むを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、

所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

第5 住民に対する広報等

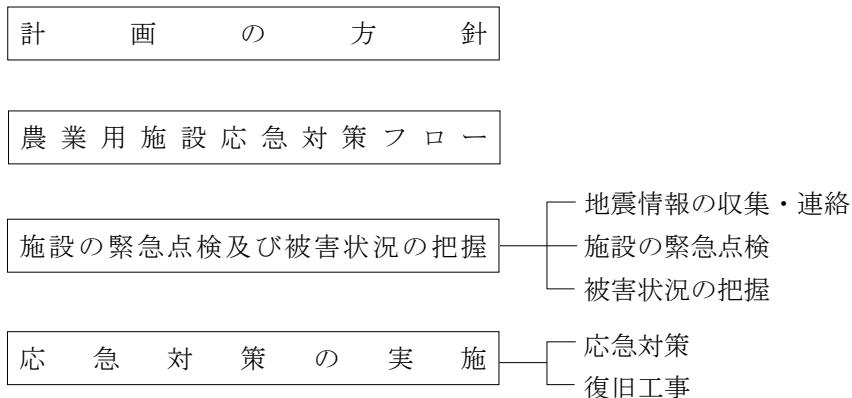
村は、地震後において各施設の管理者から入手した情報（施設被害の規模と状況の推移、被災個所における応急工事の状況等）は、住民へ逐次連絡する。

また、地震後は気象状況等地震により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、村、警察、消防機関等へ逐次連絡する。

第38節 農地・農業用施設等の応急対策

【関係課名 等】 農林課、関川村土地改良区

[計画の体系]

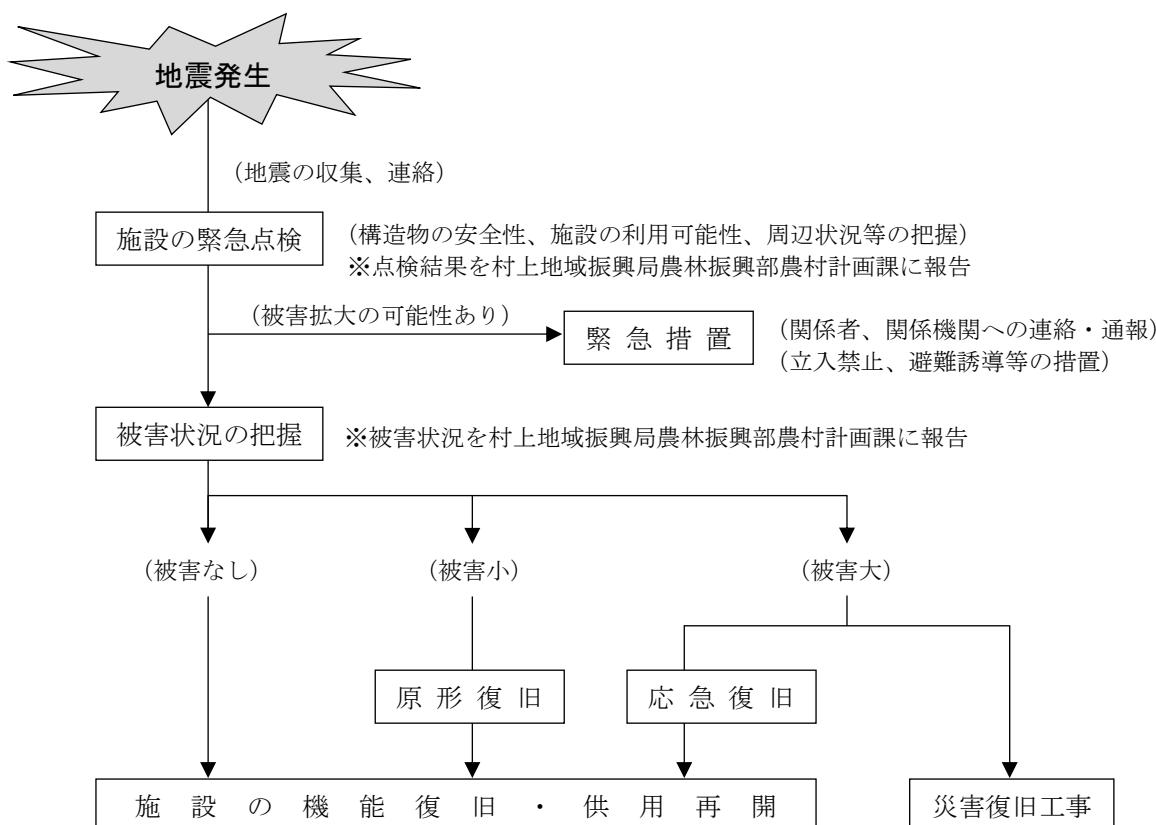


第1 計画の方針

地震災害時においては、農地及び農道、用排水施設、ため池等の農地及び農業用施設の被災が予想される。

農地・農業用施設の管理者である村、土地改良区等は、地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたるとともに、相互の緊密な連携のもとに各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復を図る。

第2 農業用施設応急対策フロー



第3 施設の緊急点検及び被害状況の把握

1 地震情報の収集・連絡

村は、震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

2 施設の緊急点検

村は、関川村土地改良区等と連携して、震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。

その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

3 被害状況の把握

村は、関川村土地改良区と相互に連携し、農地及び農業用施設等の被害状況を把握し、村上地域振興局農林振興部に報告する。

第4 応急対策の実施

各施設管理者は、関係機関と連携のもとに、被災者の生活確保を最優先に農地及び農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた所要の体制を整備し、次の応急対策を実施する。

1 応急対策

(1) 集落間の農道の管理者は、避難路や緊急輸送路の確保のため、優先して応急復旧と障害物の除去を実施し、通行が危険な道路については、村、警察機関等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。

(2) 村、土地改良区は、浸水被害が拡大するおそれのある区域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。

排水ポンプが不足する場合には、県に対して県保有の排水ポンプの貸与等を要請する。

(3) 施設管理者は、発災後の余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じ専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難対策を実施する。

(4) 施設管理者は、余震による主要な構造物や建築物の被害程度に関し、専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害のおそれがある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

(5) 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

(6) 応急工事は、被害の拡大防止に重点を置いて、各施設管理者は被害の状況、本復旧までの工期、施行規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により実施する。

2 復旧工事

村は、農地及び農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第39節 農林水産業応急対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第43節「農林水産業応急対策」(P249～)を準用する。

第40節 応急住宅対策(準用)

風水害等対策編 第3章 第45節「応急住宅対策」(P255～)を準用する。

第41節 ボランティア受入れ計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第46節「ボランティア受入れ計画」(P261～)を準用する。

第42節 義援金品の受入れ、配分計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第47節「義援金品の受入れ、配分計画」(P264～)を準用する。

第43節 災害救助法の適用計画(準用)

風水害等対策編 第3章 第48節「災害救助法の適用計画」(P267～)を準用する。

第4章 災害復旧・復興

第1節 民生安定化対策(準用)

風水害等対策編 第4章 第1節「民生安定化対策」(P276～)を準用する。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画(準用)

風水害等対策編 第4章 第2節「融資・貸付その他資金等による支援計画」(P281～)を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策(準用)

風水害等対策編 第4章 第3節「公共施設等災害復旧対策」(P289～)を準用する。

第4節 災害復興対策(準用)

風水害等対策編 第4章 第4節「災害復興対策」(P293～)を準用する。

関係課等別索引

【全課共通】

第2章 災害予防

第1節 防災教育・訓練計画	22
第19節 避難体制の整備計画(準用)	46

第3章 災害応急対策

第1節 災害対策本部の組織・運営計画	50
第2節 職員の配置及び動員計画	52
第3節 防災関係機関の相互協力体制(準用)	55
第5節 被災状況等情報収集伝達計画	56
第7節 住民等避難計画	62
第8節 避難所運営計画	64
第9節 避難所外避難者の支援計画(準用)	67
第11節 輸送計画(準用)	67

【総務課】

第2章 災害予防

第2節 自主防災組織育成計画(準用)	24
第3節 災害に強いまちづくりの推進(準用)	24
第4節 集落孤立対策計画(準用)	24
第5節 地盤灾害予防計画	25
第6節 建築物等災害予防計画	29
第8節 土砂灾害予防計画(準用)	32
第9節 河川灾害予防計画(準用)	32
第13節 防災通信施設災害予防計画(準用)	42
第14節 危険物等施設災害予防計画(準用)	42
第16節 火災予防計画	43
第17節 救急・救助体制の整備計画(準用)	46
第18節 医療救護体制の整備計画(準用)	46
第20節 要配慮者の安全確保計画(準用)	46
第21節 食料・生活必需品の確保計画(準用)	46
第25節 積雪期の地震災害予防計画	47

第3章 災害応急対策

第4節 防災通信施設応急対策(準用)	55
第6節 広報計画	61
第10節 自衛隊の災害派遣計画(準用)	67
第12節 交通計画(準用)	67
第13節 消火活動計画	68
第14節 救急・救助活動計画	71
第15節 医療救護活動計画(準用)	73

第17節 廃棄物処理計画(準用)	73
第19節 入浴対策計画(準用)	73
第20節 食料・生活必需品供給計画(準用)	73
第21節 要配慮者の応急対策(準用)	73
第26節 障害物除去計画(準用)	81
第29節 公衆通信施設応急対策(準用)	81
第30節 電力供給施設応急対策(準用)	81
第31節 ガス供給応急対策(準用)	81
第32節 給水・上水道施設応急対策(準用)	81
第33節 下水道施設等応急対策(準用)	81
第34節 危険物等施設応急対策(準用)	81
第41節 ボランティア受入れ計画(準用)	89
第43節 災害救助法の適用計画(準用)	89

【住民税務課】

第2章 災害応急対策

第6節 建築物等災害予防計画	29
----------------------	----

第3章 災害応急対策

第17節 廃棄物処理計画 (準用)	73
第18節 トイレ対策計画 (準用)	73
第19節 入浴対策計画	73
第27節 遺体の搜索・処理・埋葬計画	81
第28節 愛玩動物の保護計画	81

【健康福祉課】

第2章 災害予防

第6節 建築物等災害予防計画	29
第17節 救急・救助体制の整備計画(準用)	46
第18節 医療救護体制の整備計画(準用)	46
第20節 要配慮者の安全確保計画(準用)	46
第21節 食料・生活必需品の確保計画(準用)	46
第24節 ボランティア受入れ体制の整備計画(準用)	46

第3章 災害応急対策

第14節 救急・救助活動計画	71
第15節 医療救護活動計画(準用)	73
第16節 防疫及び保健衛生計画(準用)	73
第18節 トイレ対策計画(準用)	73
第19節 入浴対策計画(準用)	73
第20節 食料・生活必需品供給計画(準用)	73
第21節 要配慮者の応急対策(準用)	73
第27節 遺体の搜索・処理・埋葬計画(準用)	81
第41節 ボランティア受入れ計画(準用)	89

第42節 義援金品の受入れ、配分計画(準用) 89

【農 林 課】

第2章 災害予防

第7節 道路・橋梁施設の災害予防計画(準用) 32

第8節 土砂災害予防計画(準用) 32

第10節 農地・農業用施設等の災害予防計画 33

第3章 災害応急対策

第36節 道路・橋梁施設の応急対策(準用) 82

第37節 治山・砂防・河川施設の応急対策 83

第38節 農地・農業用施設等の応急対策 87

第39節 農林水産業応急対策(準用) 89

【建 設 課】

第2章 災害予防

第3節 災害に強いまちづくりの推進(準用) 24

第5節 地盤災害予防計画 25

第6節 建築物等災害予防計画 29

第7節 道路・橋梁施設の災害予防計画(準用) 32

第8節 土砂災害予防計画(準用) 32

第9節 河川災害予防計画(準用) 32

第11節 上水道施設災害予防計画 35

第12節 下水道施設災害予防計画 39

第15節 天然ガスパイプライン施設災害予防計画(準用) 42

第25節 積雪期の地震災害予防計画 47

第3章 災害応急対策

第12節 交 通 計 画(準用) 67

第17節 廃棄物処理計画(準用) 73

第22節 建物の応急危険度判定計画 74

第23節 宅地等の応急危険度判定計画 76

第26節 障害物除去計画(準用) 81

第32節 給水・上水道施設応急対策(準用) 81

第33節 下水道施設等応急対策(準用) 81

第35節 天然ガスパイプライン施設応急対策(準用) 82

第36節 道路・橋梁施設の応急対策(準用) 82

第37節 治山・砂防・河川施設の応急対策 83

第40節 応急住宅対策(準用) 89

【教 育 課】

第2章 災害予防

第6節 建築物等災害予防計画 29

第22節 文教施設における災害予防計画(準用) 46

第23節 文化財災害予防計画(準用) 46

第3章 災害応急対策

第16節 防疫及び保健衛生計画(準用)	73
第24節 文教施設における災害応急対策	78
第25節 文化財応急対策(準用)	81

【村上市消防本部】

第2章 災害予防

第2節 自主防災組織育成計画(準用)	24
第4節 集落孤立対策計画(準用)	24
第14節 危険物等施設災害予防計画(準用)	42
第16節 火災予防計画	43
第17節 救急・救助体制の整備計画(準用)	46
第18節 医療救護体制の整備計画(準用)	46
第20節 要配慮者の安全確保計画(準用)	46

第3章 災害応急対策

第13節 消火活動計画	68
第14節 救急・救助活動計画	71
第15節 医療救護活動計画(準用)	73

関川村地域防災計画 (震災対策編)

平成16年10月 作成
平成21年10月 修正
平成29年12月 修正
令和 3年 8月 修正
令和 7年 3月 修正

発 行 新潟県岩船郡関川村
編 集 関川村防災会議
〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地
TEL 0254-64-1441(代表) FAX 0254-64-0079
URL <http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/>
